

大和市国民保护计划

令和2年11月

大和市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の作成等	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	4
1	基本的人権の尊重	4
2	国民の権利利益の迅速な救済	4
3	国民に対する情報提供	4
4	関係機関相互の連携協力の確保	4
5	国民の協力	4
6	高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	5
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	5
9	外国人への国民保護措置の適用	5
10	地域特性への配慮	5
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱	6
第4章	市の地理的、社会的特徴	13
1	地理的特徴	13
2	社会的特徴	15
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	22
1	武力攻撃事態	22
2	緊急対処事態	22
第2編	平素からの備えや予防	24
第1章	組織・体制の整備等	24
第1	市における組織・体制の整備	24
1	市の各部における平素の業務	24
2	市職員の参集基準等	27
3	消防機関の体制	30
第2	関係機関との連携体制の整備	31
1	基本的考え方	31

2	県との連携	31
3	近隣市町村との連携	31
4	指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携	32
5	自主防災組織等に対する支援	32
6	ボランティア団体等に対する支援	32
第3章	通信の確保	34
第4章	情報収集・提供等の体制整備	35
1	基本的考え方	35
2	警報等の伝達に必要な準備	36
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	37
4	被災情報の収集、整理及び報告に必要な準備	37
第5章	国民の権利利益の救済に係る体制整備	38
第6章	研修及び訓練	39
1	研修	39
2	訓練	39
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	41
1	避難に関する基本的事項	41
2	避難実施要領のパターンの作成	42
3	救援に関する基本的事項	42
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	42
5	避難施設の指定への協力	42
6	生活関連等施設の把握等	43
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	44
1	市における備蓄	44
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	44
第4章	国民保護に関する啓発	46
1	国民保護措置に関する啓発	46
2	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等についての啓発	46
第3編	武力攻撃事態等への対処	47
第1章	初動体制の迅速な確立及び初動措置	47
1	事態認定前における緊急事態対策本部等の設置及び初動措置	47
2	武力攻撃事態等の兆候に関する連絡があった場合の対応	48
3	国民保護対策本部に移行する場合の手続	49
第2章	市対策本部の設置等	50
1	市対策本部の設置	50

2	通信の確保	53
第3章	関係機関相互の連携	55
1	国・県の対策本部との連携	55
2	県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	55
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	55
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	56
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	57
6	市の行う応援等	57
7	自主防災組織等に対する支援	57
8	ボランティア団体等に対する支援等	58
9	市民への協力要請	58
第4章	警報及び避難の指示等	59
第1	警報の伝達等	59
1	警報の内容の伝達等	59
2	警報の内容の伝達方法	60
3	緊急通報の伝達及び通知	60
第2	避難住民の誘導等	62
1	避難の指示の通知・伝達	62
2	避難実施要領の策定	63
3	避難住民の誘導	64
4	武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項	67
第5章	救援	70
1	救援の実施	70
2	関係機関との連携	70
3	救援の内容	71
4	救援の補助	74
5	救援の際の物資の売渡し要請等	74
第6章	安否情報の収集及び提供	76
1	安否情報の収集	76
2	県に対する報告	77
3	安否情報の照会に対する回答	77
4	日本赤十字社に対する協力	78
第7章	武力攻撃災害への対処	79
第1	武力攻撃災害への対処	79

1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	79
2	武力攻撃災害の兆候の通報	80
第2章	応急措置等	81
1	退避の指示	81
2	警戒区域の設定	82
3	応急公用負担等	82
4	消防に関する措置等	83
第3章	生活関連等施設における災害への対処等	85
1	生活関連等施設の安全確保	85
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	85
第4章	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処	87
第8章	被災情報の収集及び報告	91
1	被災情報の収集	91
2	被災情報の報告	91
第9章	保健衛生の確保その他の措置	92
1	保健衛生の確保	92
2	廃棄物の処理	93
第10章	国民生活の安定に関する措置	94
1	生活関連物資等の価格安定	94
2	避難住民等の生活安定等	94
3	公共的施設の適切な管理	95
第11章	特殊標章等の交付及び管理	96
第4編	復旧等	98
第1章	応急の復旧	98
1	基本的考え方	98
2	公共的施設の応急の復旧	98
第2章	武力攻撃災害の復旧	99
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	100
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	100
2	損失補償及び損害補償	100
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	100

第5編	緊急対処事態への対処	102
1	緊急対処事態	102
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	102

大和市国民保護計画用語集

この計画で使用する用語等の意味は次のとおり。

あ行

用語	説明等
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成 17 年総務省令第 44 号)
安定ヨウ素剤	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能(放射性)をもたないヨウ素(甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素)をヨウ化カリウムの形で製剤したもの ・核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人体に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる ・一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺をヨウ素で飽和しておくことができるため、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる
eラーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム ・インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能
NBC攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)、化学兵器(Chemical weapons)を使用した攻撃のこと ・大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある 例) 核兵器(核爆弾、ダークティボムなど) 生物兵器(炭疽菌、天然痘、ボツリヌス毒素など) 化学兵器(サリン、マスタード、ホスゲン、シアン化物など)
LGWAN (エルジーワン)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network)の略称 ・地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク

か行

用語	説明等
化学防護服	化学剤、生物剤等の災害現場で救助活動を行うため、外気を完全に遮断して身を守る防護服
核燃料物質	・原子力基本法第3条第2項に定めるもの ・ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるもの
火災・災害等即報要領	昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知
基本指針	国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定) (平成29年12月19日一部変更) 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む)で、政令で定めるもの
緊急情報ネットワークシステム(Em-net(エムネット))	国と都道府県・市町村が、LGWAN回線を用いて必要な情報を送受信するシステム
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)第22条第3項第2号に掲げる措置
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
航空攻撃	・航空機により急襲的に行われる武力攻撃のこと ・着上陸侵攻を行うに先立って行われる可能性がある

か行

用語	説明等
国民保護計画	<ul style="list-style-type: none"> ・政府が定める国民の保護に関する基本指針について、都道府県、市町村及び指定行政機関が作成する計画のこと ・国民の保護のための措置を行う実施機関、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などについて定める ・都道府県及び市町村の計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される都道府県及び市町村の国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事に協議することとされている
国民保護業務計画	<ul style="list-style-type: none"> ・指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画のこと ・各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める ・業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとされている
国民保護措置	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の保護のための措置とは、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(以下「対処基本方針」という)が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置のこと ・具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のこと <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 対処基本方針:武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 ⇒ 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とした法律
国民保護等派遣	<p>防衛大臣が、知事から国民保護法第 15 条第 1 項(緊急対処事態における準用を含む)の要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条第 2 項の求めがあった場合に、国民保護措置を実施するために自衛隊を派遣すること ⇒(自衛隊法第 77 条の 4)</p>
国民保護法	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)</p>

か行

用語	説明等
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号)
国の対策本部	対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの ⇒ 事態対策本部
国の対策本部長	・武力攻撃事態対処法第 10 条に定める「事態対策本部」又は同法第 23 条に定める「緊急対処事態対策本部」の長のこと ・対策本部長は、内閣総理大臣をもって充てると規定されている ⇒ 内閣総理大臣に事故あるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣
県	神奈川県知事及びその他の執行機関
県対策本部	内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの ⇒ 神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの ⇒ 神奈川県緊急対処事態対策本部
県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長(神奈川県知事)
ゲリラ	小部隊による奇襲などで、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行う要員又は部隊のこと

さ行

用語	説明等
災害医療拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院
災害対策基本法	国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画の作成など災害対策の基本を定めた法律
市対策本部	内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの ⇒ 大和市国民保護対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの ⇒ 大和市緊急対処事態対策本部

さ行

用語	説明等
市対策本部長	大和市国民保護対策本部長又は大和市緊急対処事態対策本部長(大和市長)
指定行政機関	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 ⇒ 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省及び防衛装備庁
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの
消防機関	市町村消防本部、消防署及び市町村の消防団のこと
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう
事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること
全国瞬時警報システム(J-ALERT)	国(総務省消防庁)が緊急地震速報、国民保護事象情報(大規模テロ、武力攻撃)などの緊急情報を、通信衛星等を介して直接市の防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

さ行

用語	説明等
ジュネーブ諸条約	<ul style="list-style-type: none"> ・1949年のジュネーブ諸条約(ジュネーブ4条約)のこと ・武力紛争が生じた場合に、傷病者等及び捕虜、これらの者の救済に当たる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした4条約と2つの追加議定書からなる ・日本は、1953年4月21日に4条約に、2004年8月31日に2つの追加議定書に加入した <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 捕虜の待遇に関する第3条約 文民の保護に関する第4条約 ⇒ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第一追加議定書) 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第二追加議定書)
除染	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服などが放射性物質等によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること ・除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある
生活関連等施設	<p>発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設</p>
赤十字標章	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュネーブ諸条約第一追加議定書に基づき、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、これらを識別できるようにしている特殊標章等のこと ・当該議定書では、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨が規定されている

た行

用語	説明等
ダーティボム	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、従来の爆薬と使用済み核燃料棒若しくは医療用放射性核種などを組み合わせたもの ・核爆弾ではないので核爆発を起こすことはない、又、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす

た行

用語	説明等
弾道ミサイル攻撃	弾道ミサイルを使用した攻撃のこと ⇒ 弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛行し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのこと。弾頭には、通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる
着上陸侵攻	我が国に対する侵攻国が、我が国の領土を占領しようとする場合において、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させること
特殊標章	ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章のこと ⇒ 赤十字標章
特殊部隊	正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊のこと
トリアージ	・多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の重傷度、緊急度に応じて分類し治療や搬送の優先順位を決めること ・災害時において、現存する限られた医療資源(医療スタッフ、医薬品等)を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、傷病者の状態の緊急性や重傷度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切となる

は行

用語	説明等
避難経路	住民が避難する経路のこと。道路や鉄道路線等からなる
避難行動要支援者	要配慮者 ¹ のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの ¹ 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者で、その他には、妊産婦、傷病者、難病患者等が想定される。
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定めるもの
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者のこと
避難先地域	・住民の避難先となる地域のこと(住民の避難の経路となる地域を含む) ・国の対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない
避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと

は行

用語	説明等
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃のこと。国又は国に準ずる者による組織的・計画的な武力の行使をいう
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
防災行政無線(同報系)	市町村が防災情報を収集し、又、住民に対して防災情報を周知するために整備している無線通信ネットワークのうち、市町村庁舎と屋外拡声器や個別受信機を結び、住民への防災情報を伝達するもの

や行

用語	説明等
要避難地域	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難が必要な地域のこと ・国の対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、¹市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、²国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、³大和市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について、次のとおり定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の作成等

（1）市の責務

【法第3条】

市は、⁴武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び神奈川県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

（2）市国民保護計画の作成

【法第35条】

市長は、(1)の責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成する。

（3）市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する市民の避難や救援などの措置に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

（4）市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画には、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項を定める。

ア 市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

-
- ¹ 市域内に居住している者、武力攻撃事態等の発生の際に通勤、通学、旅行などで市域に滞在しているもの及び市町村域を越えて市域に避難してきたもの
 - ² 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置
 - ³ 神奈川県国民保護計画に基づいて、大和市が作成する国民の保護のための措置を行う実施体制等について定めた計画
 - ⁴ 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態

- イ 市が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ 上記のほか、市域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

(5) 市国民保護計画の対象となる者

市域内に居住している者はもとより、武力攻撃事態等の発生の際に、通勤、通学、旅行などで市域に滞在する者や、市町村域を越えて市域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。

(6) 市国民保護計画の対象地域

市域内全域（市域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

なお、資料編を別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、随時、情報を更新する。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

【法第 35 条・39 条】

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて行われる基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、適宜見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、¹大和市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、神奈川県知事（以下「県知事」という。）に協議し、その同意を得た後、速やかに市議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更について

¹ 市域に係る国民保護措置に関する重要事項を審議し、また、これらの重要事項に関し、市長に意見を述べるため国民保護法第 39 条に基づき設置された附属機関

は、市国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び市国民保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

この場合において、市は、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

【法第5条】

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の生命及び身体を守るため、やむを得ず国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

【法第6条】

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

【法第8条】

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

【法第3条】

市は、国、神奈川県（神奈川県知事及びその他の執行機関をいう。以下「県」という。）、他の市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

【法第4条】

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。要請に当たっては、国民の協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、強制してはならないことに特に留意する。

協力を要請された国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり円滑に協力が得られるよう、企業等との連携体制の確保に努める。

6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

【法第9条】

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

【法第 22 条】

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、市は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

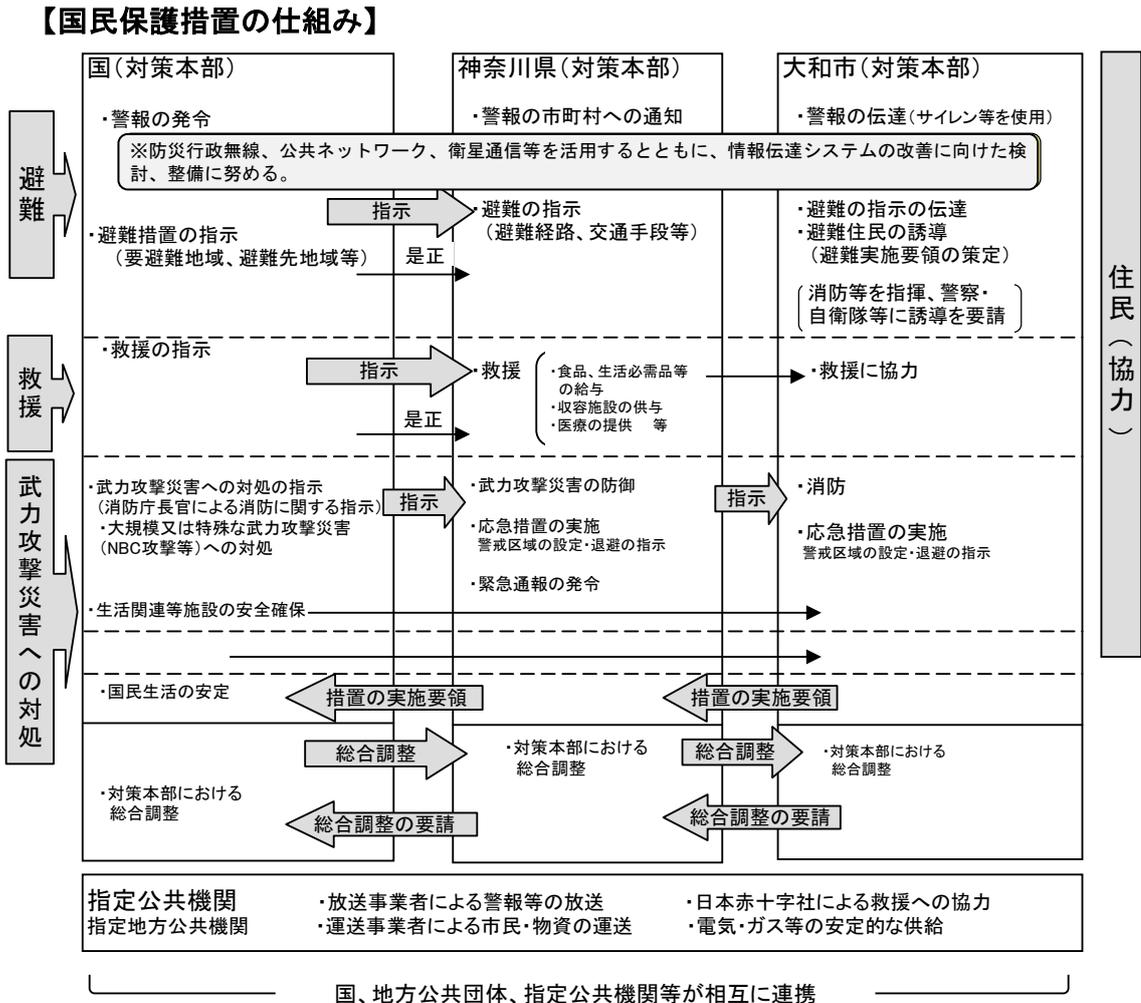
市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

10 地域特性への配慮

本市には、①在日米軍や自衛隊の施設、②都市化、人口の過密化の進行、③公共交通の密集等の地域特性があるが、市は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地域特性に特に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。
 なお、関係機関の事務又は業務の大綱は次のとおりである。



【関係機関の事務又は業務の大綱(1/6)】

【法第11条・16条・21条】

機関の名称	事務又は業務の大綱
1 大和市	ア 市国民保護計画の作成 イ 市国民保護協議会の設置、運営 ウ 大和市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び大和市緊急対処事態対策本部（以下「市緊急対処事態対策本部」）の設置、運営 エ 組織の整備、訓練 オ 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置の実施 カ 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 キ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ク 飲料水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 ケ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
2 神奈川県	ア 県国民保護計画の作成 イ 神奈川県国民保護協議会の設置、運営 ウ 神奈川県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び神奈川県緊急対処事態対策本部の設置、運営 エ 組織の整備、訓練 オ 警報の通知 カ 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 キ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ク 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ケ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 コ 交通規制の実施 サ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【関係機関の事務又は業務の大綱（2／6）】

機関の名称		事務又は業務の大綱
3 指定 地方 行政 機関	(1)関東管区警察局	ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 イ 他管区警察局との連携 ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 エ 警察通信の確保及び統制
	(2)関東総合通信局	ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整 イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること ウ 非常事態における重要通信の確保 エ 非常通信協議会の指導育成
	(3)関東財務局 ・横浜財務事務所	ア 財政融資資金の貸付 イ 金融機関等に対する措置 ウ 国有財産の無償貸付 エ 財政上の措置
	(4)横浜税関	輸入物資の通関手続
	(5)関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
	(6)神奈川労働局	ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助 イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助 ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 エ 被災者の雇用対策
	(7)関東農政局	ア 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務 イ 農業関連施設の応急復旧
	(8)関東森林管理局 ・東京神奈川森林管理署	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
	(9)関東経済産業局	ア 救援物資の円滑な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 被災中小企業の振興
	(10)関東東北産業保安監督部	ア 危険物等の保全 イ 鉱山における災害時の応急対策
	(11)関東地方整備局 ・京浜河川事務所 ・川崎国道事務所 ・横浜国道事務所 ・相武国道事務所 ・相模川水系広域ダム管理	ア 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 イ 港湾施設の使用に関する連絡調整 ウ 港湾施設の応急復旧

	事務所 ・京浜港湾事務所	
--	-----------------	--

【関係機関の事務又は業務の大綱（3／6）】

機関の名称		事務又は業務の大綱
3 指定 地方 行政 機関	(12)関東運輸局 ・ 神奈川運輸支局	ア 運送事業者との連絡調整 イ 運送施設及び車両の安全保安
	(13)東京航空局 ・ 東京空港事務所	ア 飛行場使用に関する連絡調整 イ 航空機の航行の安全確保
	(14)東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
	(15)東京管区气象台 ・ 横浜地方气象台	気象状況の把握及び情報の提供
	(16)第三管区海上保安本部 ・ 横浜海上保安部 ・ 川崎海上保安署 ・ 横須賀海上保安部 ・ 湘南海上保安署	ア 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
	(17)関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び提供 ウ 知事等からの要請に応じた所要の措置
	(18)南関東防衛局 ・ 横須賀防衛事務所 ・ 座間防衛事務所	ア 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整
	4 自衛隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
5 指定 公共 機関	(1)日本赤十字社	ア 医療救護 イ 外国人の安否調査 ウ 救援物資の備蓄及び配分 エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給 オ その他の救援
	(2)(独)国立病院機構	医療助産等救護活動の実施

関係機関の事務又は業務の大綱（４／６）】

機関の名称		事務又は業務の大綱
5 指定公共機関	(3)公共的施設管理者 ・東日本高速道路(株) ・首都高速道路(株) ・中日本高速道路(株)	ア 道路の適切な管理 イ 道路の応急復旧
	(4)電気事業者 ・東京電力パワーグリッド(株) ・電源開発(株)	ア 施設の整備及び点検 イ 被災地に対する電力供給の確保 ウ 被災施設の応急復旧
	(5)東京ガス(株)	ア 施設の整備及び点検 イ 被災地に対する燃料供給の確保 ウ 被災施設の応急復旧
	(6)バス事業者 ・小田急バス(株) ・神奈川中央交通(株) ・京浜急行バス(株) ・国際興業(株) ・東急バス(株) ・東都観光バス(株)	避難住民の運送の確保
	(7)鉄道事業者 ・日本貨物鉄道(株) ・東海旅客鉄道(株) ・東日本旅客鉄道(株) ・小田急電鉄(株) ・京王電鉄(株) ・京浜急行電鉄(株) ・相模鉄道(株) ・東急電鉄(株)	ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保 イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
	(8)内航海運事業者 ・井本商運(株) ・近海郵船(株)	緊急物資の運送の確保
	(9)トラック事業者 ・佐川急便(株) ・西濃運輸(株) ・日本通運(株) ・福山通運(株) ・ヤマト運輸(株)	緊急物資の運送の確保

【関係機関の事務又は業務の大綱（5／6）】

機関の名称		事務又は業務の大綱
5 指定公共機関	(10)電気通信事業者 ・東日本電信電話(株) ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ・KDDI(株) ・ソフトバンク(株) ・(株)NTTドコモ	ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧
	(11)放送事業者 ・日本放送協会 ・(株)テレビ朝日 ・(株)テレビ東京 ・(株)TBSテレビ ・(株)フジテレビジョン ・日本テレビ放送網(株) ・(株)TBSラジオ ・(株)日経ラジオ社 ・(株)ニッポン放送 ・(株)文化放送	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	(12)日本銀行	ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
	(13)日本郵便(株)	郵便物の送達の確保
6 指定地方公共機関	(1)(公社)神奈川県医師会 (一社)神奈川県歯科医師会 (公社)神奈川県薬剤師会 (公社)神奈川県看護協会 (地独)神奈川県立病院機構	ア 医療助産等救護活動の実施 イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
	(2)神奈川県道路公社	ア 道路の適切な管理 イ 道路の応急復旧

【関係機関の事務又は業務の大綱（6／6）】

機関の名称		事務又は業務の大綱
6 指定 地方 公共 機関	(3)ガス事業者 ・厚木瓦斯(株) ・小田原瓦斯(株) ・秦野瓦斯(株) ・湯河原瓦斯(株) ・(公社)神奈川県LPガス協会	ア 施設の整備及び点検 イ 被災地に対する燃料供給の確保 ウ 被災施設の応急復旧
	(4) (一社) 神奈川県バス協会	避難住民の運送の確保
	(5)鉄道事業者 ・伊豆箱根鉄道(株) ・江ノ島電鉄(株) ・湘南モノレール(株) ・箱根登山鉄道(株) ・横浜高速鉄道(株) ・(株)横浜シーサイドライン	ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保 イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
	(6) (一社) 神奈川県トラック協会	緊急物資の運送の確保
	(7)放送事業者 ・(株)アール・エフ・ラジオ日本 ・(株)テレビ神奈川 ・横浜エフエム放送(株)	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送

第4章 市の地理的、社会的特徴

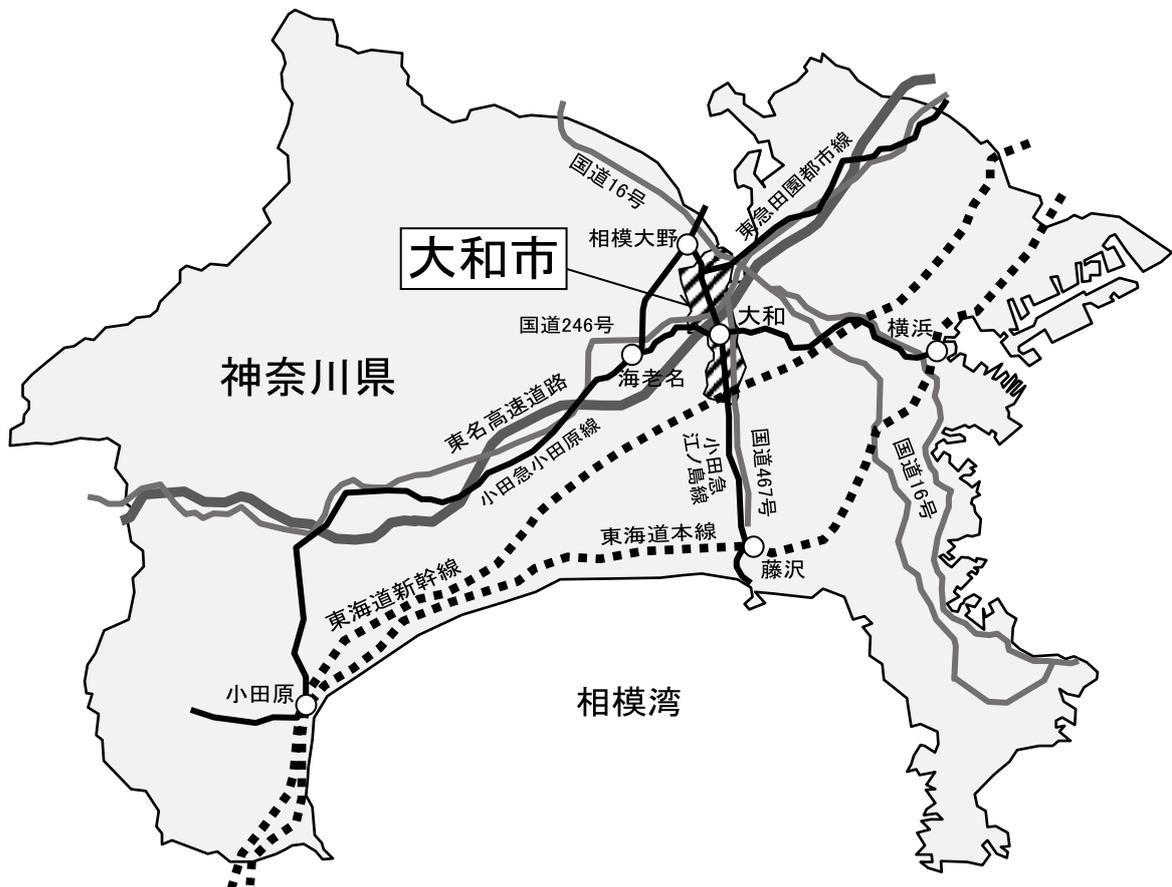
市が国民保護措置を適切かつ迅速に実施するに当たり、特に留意することが必要な市の地理的、社会的特徴等は、次のとおりである。

1 地理的特徴

(1) 地形及び位置

本市は、神奈川県のおぼ中央、東経 139 度 25 分 45 秒から 139 度 28 分 50 秒、北緯 35 度 25 分 23 秒から 35 度 31 分 14 秒に位置し、南北に細長い形状をなしている。

北側は東京都町田市と相模原市、西側は座間市、海老名市及び綾瀬市、南側は藤沢市、東側は境川を隔て横浜市にそれぞれ接しており、丘陵起伏がほとんどない。



(2) 気候

本市は、北東側の多摩丘陵と西側の相模低地に挟まれた相模原台地に位置している。

相模原台地は、南北にのびる扇状地性の台地で、東側を境川、西側には本市を源にした引地川が相模湾にそそがれ、温暖な海洋性の気候となっている。

降水量は、乾燥した晴天が続く12月から2月は少なく、低気圧や前線又は台風の影響を受けやすい5月から10月が多い。

風向きは、9月から3月は北から吹いてくることが多く、4月から8月は南から吹いていることが多い。

【2019(令和元)年各月気象データ】

月	平均風速 (m/s)	最多風向 (方位)	気温			降雨量 (mm)	降雨日数 (日)
			平均(°C)	最高(°C)	最低(°C)		
1月	2.1	北	5.5	14.4	-1.2	12.5	3
2月	2.4	北	7.1	19.4	-1.0	38.5	6
3月	2.7	北北西	10.2	21.1	0.5	111.0	12
4月	2.8	南	13.2	24.9	2.8	96.5	10
5月	2.9	南	19.2	30.9	8.1	183.0	8
6月	2.6	南	21.3	31.9	14.4	190.0	13
7月	2.4	南	23.8	33.7	17.4	120.5	17
8月	3.0	南	27.8	35.5	21.3	122.5	10
9月	2.4	北北西	25.1	35.4	18.3	185.0	8
10月	2.8	北北西	19.4	30.0	12.4	504.5	15
11月	2.5	北北西	13.3	23.6	2.7	109.0	9
12月	2.2	北	8.6	20.1	2.0	71.5	8

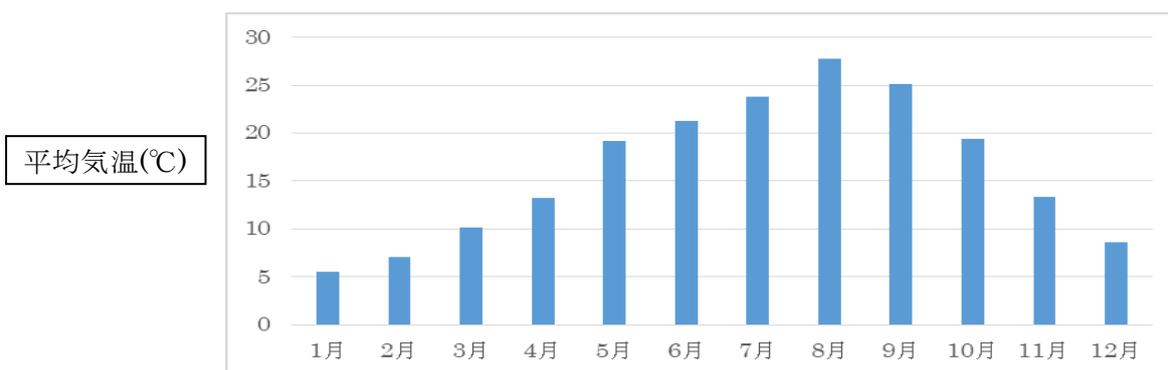
(2019(令和元)年 大和市消防本部観測データ)

【2019(令和元)年気象データ】

年平均気温	16.2°C
最高気温	35.5°C
最低気温	-1.2°C
年間降水量	1,744.5mm
最大瞬間風速	38.5m/s
平均風速	2.6m/s
年間降雨日数	119日

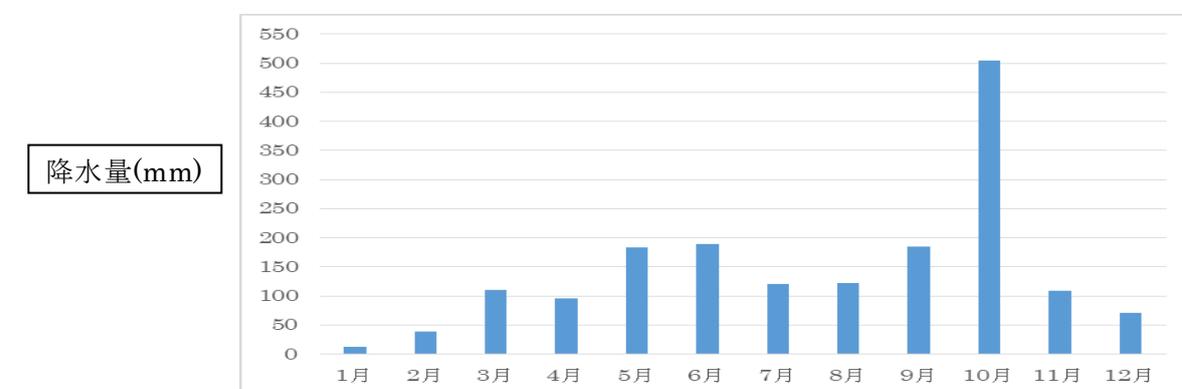
(2019(令和元)年大和市消防本部観測データ)

【2019(令和元)年各月平均気温】



(2019(令和元)年 大和市消防本部観測データ)

【2019(令和元)年各月降水量】



(2019(令和元)年 大和市消防本部観測データ)

2 社会的特徴

(1) 人口及び世帯

本市の人口及び世帯数は、2020(令和 2)年 4 月 1 日現在で、238,530 人(男 119,160 人、女 119,370 人、外国人登録者を含む。)で、県内人口の約 2.59 パーセント、また世帯数は、109,676 世帯となっている。また、人口密度は 1 km²あたり 8,805 人で川崎市に次いで¹県内第 2 位となっている。

人口は、1959(昭和 34)年の市制施行以来一貫して増加を続け、1980(昭和 60)年代には毎年 2 パーセント前後の伸びを示していた。

本市の人口は、今後もわずかに増加を続けた後、2023(令和 5)年に約 24 万人のピークを迎え、その後、緩やかに減少していく見通しとなっている。また、年齢構成は、年少人口(0～14 歳)は 2017(平成 29)年の約 13%から 2028 年には 12%へ、生産年齢人口(15 歳～64 歳)は 2017(平成 29)年の約 64%から約 62%へと低下するのに対し、高齢人口(65 歳～)は約 23%から 26%へと上昇する見込みとなっており、少子高齢化が一層進展するものと予測している。

¹ 2019(平成 31)年 4 月 1 日現在の人口密度

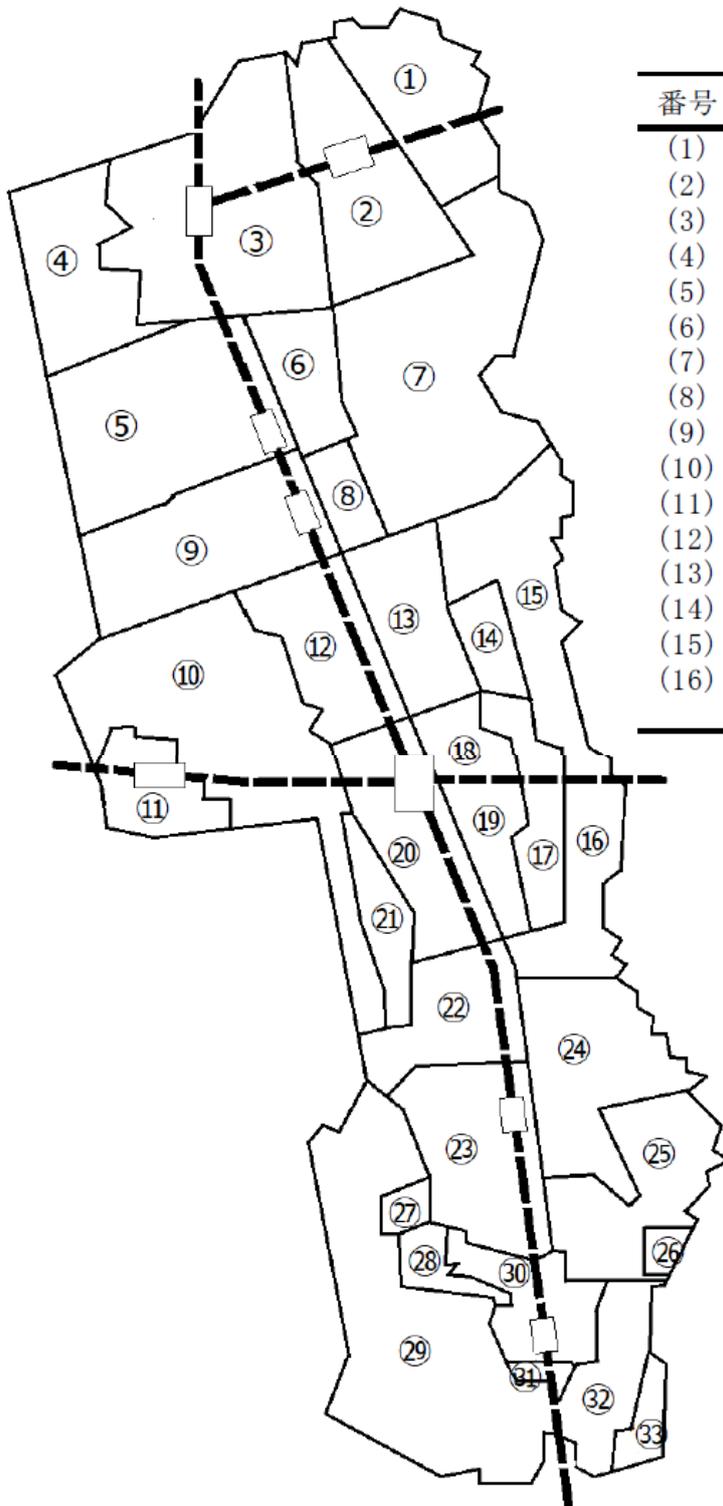
【地区別世帯と人口】

(2020(令和2)年4月1日現在)

番号	地 区	世帯数	人 口		
			合 計	男	女
1	公所	2,362	5,881	2,942	2,939
2	つきみ野	4,782	11,751	5,620	6,131
3	中央林間	11,216	22,902	11,320	11,582
4	中央林間西	2,591	6,440	3,233	3,207
5	南林間	8,381	17,100	8,477	8,623
6	林間	4,118	7,989	3,967	4,022
7	下鶴間	8,235	20,157	10,085	10,072
8	鶴間	3,444	6,936	3,537	3,399
9	西鶴間	7,317	15,129	7,572	7,557
10	上草柳(旧)	1,449	3,575	1,824	1,751
11	桜森	2,731	5,055	2,563	2,492
12	上草柳	4,776	10,951	5,501	5,450
13	深見西	3,217	7,349	3,808	3,541
14	深見東	855	2,082	1,050	1,032
15	深見上	1,075	2,910	1,412	1,498
16	深見下	1,928	4,357	2,249	2,108
17	深見台	1,964	4,325	2,169	2,156
18	大和東	2,765	4,559	2,383	2,176
19	大和南	1,658	3,195	1,682	1,513
20	中央	6,046	11,568	5,750	5,818
21	草柳	1,370	3,168	1,570	1,598
22	柳橋	3,273	7,363	3,587	3,776
23	福田	4,901	10,159	5,165	4,994
24	桜丘	3,571	7,783	3,862	3,921
25	上和田	2,344	5,815	3,035	2,780
26	上和田団地	1,270	2,172	1,104	1,068
27	代官	1,556	3,725	1,902	1,823
28	田中	675	1,583	767	816
29	中・下福田	4,403	11,084	5,664	5,420
30	渋谷	3,022	6,037	2,903	3,134
31	高等町	496	1,442	675	767
32	下和田	687	1,813	860	953
33	いちょう団地	1,198	2,175	922	1,253
	総 数	109,676	238,530	119,160	119,370

(大和市総務部総務課データ)

【地区割略図】



番号	地区名	番号	地区名
(1)	公 所	(17)	深 見 台
(2)	つきみ野	(18)	大 和 東
(3)	中央林間	(19)	大 和 南
(4)	中央林間西	(20)	中 央 柳
(5)	南 林 間	(21)	草 柳 橋
(6)	林 間	(22)	柳 橋 田
(7)	下 鶴 間	(23)	福 田 丘
(8)	鶴 間	(24)	桜 丘
(9)	西 鶴 間	(25)	上 和 田
(10)	上草柳(旧)	(26)	上和田団地
(11)	桜 森	(27)	代 官
(12)	上 草 柳	(28)	田 中
(13)	深 見 西	(29)	中・下福田
(14)	深 見 東	(30)	洪 谷
(15)	深 見 上	(31)	高 等 町
(16)	深 見 下	(32)	下 和 田
		(33)	いちよう団地

【主な国籍・地域別人口】

(2020(令和2)年3月31日現在)

	国 籍	総計	男	女
1	中華人民共和国	1,536	718	818
2	ベトナム社会主義共和国	1,013	569	444
3	フィリピン共和国	883	277	606
4	大韓民国	749	311	438
5	ペルー共和国	727	384	343
6	ブラジル連邦共和国	312	165	147
7	カンボジア王国	285	152	133
8	タイ王国	233	91	142
9	ネパール連邦民主共和国	182	98	84
10	台湾	140	32	108
11	インドネシア共和国	122	83	39
12	インド共和国	116	86	30
13	アメリカ合衆国	105	68	37
14	スリランカ民主社会主義共和国	100	75	25
15	ラオス人民民主共和国	78	36	42
16	その他(69カ国)	651	395	256
	総数	7,232	3,540	3,692

(大和市市民経済部市民課データ)

(2) 土地

本市の面積は、2020(令和2)年4月1日現在、27.09平方キロメートルで、県総面積の約1.12パーセントを占め、逗子市、座間市、綾瀬市、海老名市に次いで、県内19市で5番目に狭い市である。

市の総面積のうち市街化区域は、20.08平方キロメートルで、市の総面積の74.1パーセント、市街化調整区域面積は、7.01平方キロメートルで、市の総面積の25.9パーセントである。

面積 (k0)	広ぼう (km)		海 抜 (m)		
	東 西	南 北	市庁舎位置	最 高	最 低
27.09	3.22	9.79	66.8	91.149	28.328

(3) 交通

ア 道路

本市には、高速自動車国道1路線、一般国道3路線及び県道5路線が供用されている。

高速自動車国道では、東京と中京地域を結ぶ大動脈である第一東海自動車道(東名高速)、一般国道は横須賀市と多摩地域、埼玉県を経て千葉県を結ぶ国道16号線、東京と神奈川県西部から静岡県東部を結ぶ国道246号線、湘南方面へ向かう国道467号線などの幹線道路が市内を通っている。

市内の国道・県道・市道の概況

区分	路線数	延長(m)
国道(高速・一般)	4	16,216
県道	5	19,035
市道	3,615	559,339
総数	3,624	594,590

イ 鉄道

本市の鉄道は、JR東海(東海道新幹線)が1路線、私鉄が相模大野と片瀬江ノ島を結ぶ小田急電鉄江ノ島線、横浜と海老名を結ぶ相模鉄道本線、渋谷と中央林間を結ぶ東京急行電鉄田園都市線の3路線、駅数は10駅(大和駅、中央林間駅は重複)であり、市内各駅の1日平均乗降人員数は、57,596人となっている。

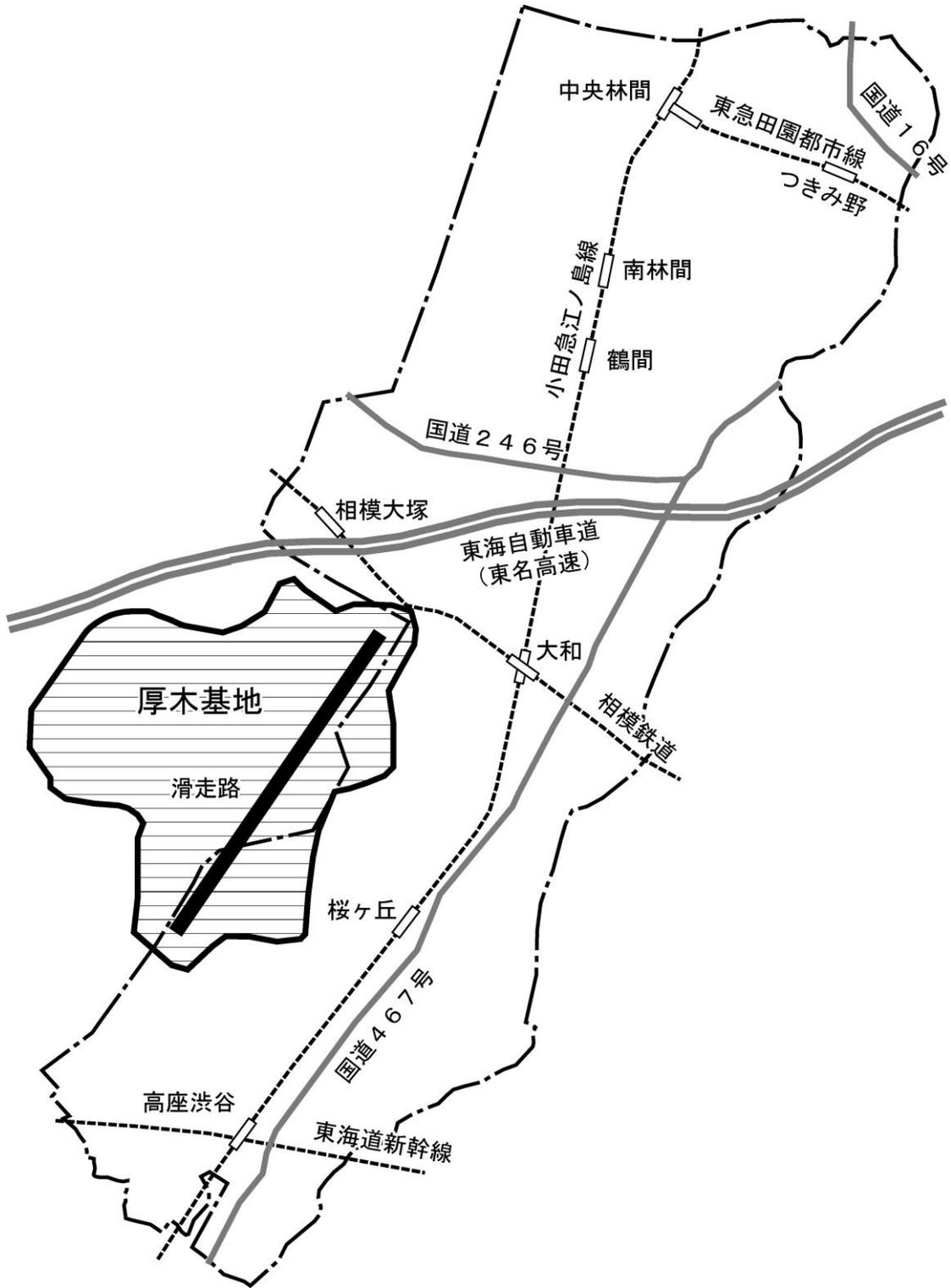
乗換駅となる大和駅と中央林間駅の1日の平均乗降人員数は特に多く、大和駅では1日約234,796人、中央林間駅で約206,208人が利用している。

1日平均乗降人員数(人) (2019(令和元)年度)

小田急江ノ島線		相模鉄道本線		東急田園都市線	
中央林間	99,122人	大和	115,878人	つきみ野	10,537人
南林間	34,021人	相模大塚	14,284人	中央林間	107,086人
鶴間	30,356人				
大和	118,918人				
桜ヶ丘	20,242人				
高座渋谷	25,520人				

(各事業所の公表データ)

【鉄道網・主な道路網図・厚木基地位置図】



(4) 都市構造

本市は、高度成長期に首都圏のベッドタウンとして、人口が急激に増加したことに伴い、住宅地の開発が行われ、市街化が進み、また、既成市街地の建物の密集化、高層化が進行するなど、都市化が進展している。

(5) 在日米軍施設・自衛隊施設

本市に所在する約 507 万平方メートルの広大な敷地を有する厚木基地は、本市の南西部に位置し、大和市及び綾瀬市 2 市にまたがっている。

東京や横浜などの大都市に隣接した本市をはじめ、厚木基地の管制区域となっている半径 9 km 以内には、綾瀬市はもちろん横浜市、藤沢市、相模原市、海老名市、座間市や東京都町田市などが含まれており、各市とも過密化した市街地を形成している。

このような中に所在する厚木基地は、全国に類例のない「人口過密都市の中にある軍用飛行場」として、基地周辺の市民のみならず、広域にわたる多くの市民の日常生活に様々な影響を及ぼしている。

基地の歴史は、1938(昭和 13)年に旧日本軍が航空基地として定めたことから始まり、1941(昭和 16)年には帝都防衛海軍基地として使用が開始された。その後、1945(昭和 20)年の終戦により連合軍を構成する米軍に接收され、そして、1950(昭和 25)年には米陸軍から米海軍に移管され、以来、米第 7 艦隊の後方支援基地として現在に至っている。

この間の 1971(昭和 46)年には、基地の一部が海上自衛隊に移管され、日米共同管理体制が採られるようになった。これにより米海軍は「厚木航空施設」として、また、海上自衛隊は「厚木航空基地」として、いわゆる日米共同使用の基地として現在に至っている。

2018(平成 30)年 3 月には、在日米軍再編に伴い、空母艦載機が岩国基地(山口県)への移駐を完了した。

[※ P21「鉄道網・主な道路網図・厚木基地位置図」参照]

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている次の4種類の武力攻撃事態を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

<特徴>

- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

<特徴>

- ・ 突発的に被害が発生することも考えられる。
- ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ・ ¹NBC兵器や²ダーティボムが使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

<特徴>

- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

<特徴>

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている次に分類される緊急処理事態を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

1 核、生物剤又は化学剤を用いた兵器

2 放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

<事態例>

- ・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

<事態例>

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

<事態例>

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

<事態例>

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

【法第41条】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、各部における平素の業務、職員の参集基準等について、次のとおり定める。

1 市の各部における平素の業務

市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

部名等	平素の業務
1 市長室	(1) 国民保護に係る総合調整に関すること (2) 市国民保護協議会に関すること (3) 関係機関（国、県、市町村、自衛隊、在日米軍、その他の関係機関）との連携体制の整備に関すること (4) 緊急時の連絡体制の整備に関すること (5) 研修、訓練及び啓発に関すること (6) 避難及び救援に関する体制の整備に関すること (7) 避難施設に関すること (8) 情報収集・提供体制（報道機関への情報提供、臨時広報を含む）の整備に関すること (9) 国民保護に関する広報及び広聴に関すること (10) 安否情報の収集体制の整備に関すること (11) 防災行政無線等の災害情報通信網の整備に関すること (12) 自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること (13) 他の部に属さない国民保護措置等に関すること
2 政策部	(1) 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (2) 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関すること (3) 生活関連等施設に関すること (4) 被災情報の整理体制の整備に関すること
3 総務部 （会計課、公平委員会 事務局含む。）	(1) 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予等に関すること (2) 物品の出納及び保管に関すること (3) 応急活動に必要な車両及び車両用燃料の確保に関すること (4) 公共建築物の災害対策に関すること

部名等	平素の業務
3 総務部 (会計課、公平委員会事務局含む。)	(5) 建設資材の調達体制の整備に関すること (6) 現金の出納及び保管に関すること
4 市民経済部	(1) 災害ボランティア団体等との連絡調整に関すること (2) 避難誘導に関すること (3) 自治会との連絡調整に関すること (4) 遺体処理手続体制の整備に関すること (5) 商工労働団体・機関との連絡調整に関すること (6) 生活必需物資の調達に関すること
5 環境農政部 (農業委員会を含む。)	(1) 廃棄物の処理に関すること (2) 公園緑地の保全に関すること (3) 緊急時のモニタリング体制の整備に関すること
6 健康福祉部	(1) 避難施設に関すること (2) 特殊標章等の交付・管理に関すること (3) 赤十字奉仕団等との連絡調整に関すること (4) 日本赤十字社神奈川県支部との連絡調整に関すること (5) 危険動物及びペット動物等の対策に関すること (6) 遺体の検案及び処理手続体制の整備に関すること (7) 埋葬・火葬に関すること (8) 高齢者、障がい者等の救護等に関すること (9) 救援に関する医療関係団体等との調整に関すること (10) 医療活動拠点の整備に関すること (11) 医療、防疫に関すること (12) 物資・資材（医薬品等）の備蓄に関すること (13) 物資・資材（医薬品等）の調達体制の整備に関すること (14) 避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）の支援体制の整備に関すること (15) 福祉施設等への情報伝達体制の整備に関すること
7 こども部	(1) 乳幼児等の救護、安全確保及び支援に関すること (2) 児童福祉関連施設等への情報伝達体制の整備に関すること
8 文化スポーツ部	(1) 外国人への情報提供体制の整備に関すること (2) 観光客に対する広報等に関すること
9 街づくり計画部	(1) 建築物等の防災に関すること (2) 応急仮設住宅等の確保及び修理に関すること (3) 市営住宅に関すること (4) 被災市街地の復興計画に関すること

部名等	平素の業務
10 都市施設部	(1) 所管の輸送施設（緊急輸送道路等）の把握に関すること (2) 建設資材の調達体制の整備に関すること (3) ライフライン施設（下水道）の機能の確保に関すること (4) 応急給水に関すること (5) 道路・橋梁の保全に関すること (6) 復旧用資材の調達体制の整備に関すること (7) 河川管理及び水防に関すること
11 病院部	(1) 傷病者の受け入れに関すること (2) 医療従事者の派遣に関すること (3) 物資・資材（医薬品等）の備蓄に関すること (4) 物資・資材（医薬品等）の調達体制の整備に関すること (5) 緊急時医療体制の整備に関すること
12 消防部	(1) 通信体制の整備に関すること (2) 警報等の伝達に関すること (3) 避難誘導に関すること (4) 危機管理情報の収集、分析、提供に関すること (5) 消防団に関すること (6) 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る）に関すること (7) 取扱所 ¹ の安全化対策に関すること (8) 特殊標章等の交付及び管理に関すること (9) 物資・資材（他の部に属さないもの）の備蓄・整備に関すること (10) 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること (11) 自主防災組織等への訓練・啓発に関すること
13 協力部（※）	(1) 市議会議員への連絡調整体制の整備に関すること (2) 他の部に対する応援のための体制整備に関すること
14 教育部	(1) 避難施設の開設等に関すること (2) 教育施設への情報伝達体制の整備に関すること (3) 児童・生徒の安全確保に関すること (4) 学校における啓発に関すること

※ 協力部は、「議会事務局」、「選挙管理委員会」、「監査事務局」とする。

¹ 国民保護法施行令第28条に規定されている、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）を取り扱う場所

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24 時間即応体制の確立

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を速やかに確保し、また、市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）である市長との連絡体制を確立できるように、次の体制をとる。

ア 当直体制

市は、24 時間即応可能な消防本部との連携を強化し、平日夜間及び休日の昼夜間における市の連絡窓口を消防本部指令課において実施し、武力攻撃事態等に関する情報を確認した場合は、危機管理監に即時連絡する。

イ 国民保護担当職員の参集体制

危機管理監及び国民保護担当課職員（国民保護事務を所管する課の職員）は、常時、携帯電話等を携行し、緊急参集できる体制を確保する。

ウ 幹部職員等への連絡体制等

市の幹部職員は、常時、携帯電話等を携行し、緊急参集できる体制を確保する。また、市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

【代替職員】

名称	代替職員
市長	大和市災害対策本部職員の任命に関する規則第 2 条に掲げる順序
副市長	大和市災害対策本部要領第 4 条に掲げる順序
関係部長等	大和市事務分掌規則に定めた順位による課長等
関係課長等	あらかじめ関係部長が指名した職員
危機管理監	国民保護を所管する課の長

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参集基準
①緊急事態警戒本部体制	危機管理監及び国民保護担当課職員等が参集
②緊急事態対策本部体制	原則として、市対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ判断する
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は指定場所に参集

ア 緊急事態警戒本部体制

市は、国の¹事態認定につながる可能性があると考えられるとき又はそのような事態が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合において、情報収集等の初動対応を行う必要があるときは、直ちに緊急事態警戒本部体制をとる。

イ 緊急事態対策本部体制

市は、多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の事案が発生し、国の事態認定が行われたとき、あるいは事態認定につながる可能性があると考えられるとき又はそのような事態が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合において、情報収集等の初動対応を行う必要があるときは、直ちに緊急事態対策本部体制をとる。

ウ 市対策本部体制

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。

¹ 政府による武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針が定められ、武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることが認定された状況

【事態の状況に応じた市の組織体制】

区分	体制	配備基準	配備内容
1 事態認定前	① 緊急事態警戒本部体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	国民保護担当課及び情報の収集、整理が可能な体制
	② 緊急事態対策本部体制	市対策本部設置に準じた全部による対応を行う必要があるとき	大和市災害対策本部要領(昭和56年7月1日施行)別表第3による1号～3号配備
事態認定後	① 緊急事態警戒本部体制	情報収集の初動対応を行う必要があるとき	国民保護担当課及び情報の収集、整理が可能な体制
	② 緊急事態対策本部体制	市対策本部設置に準じた全部による対応を行う必要があるとき	大和市災害対策本部要領(昭和56年7月1日施行)別表第3による1号～3号配備
	③ 市対策本部体制	市対策本部設置の通知を受けたとき	原則として、全職員を動員し、国民保護措置を実施する体制

※ ①、②の体制の判断は、副市長が行う。

※ 消防本部においても、同様に消防本部及び消防署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。

(4) 参集職員の所掌事務

市は、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(5) 市対策本部室の機能確保

市は、市対策本部室となる市本庁舎5階の研修室について、国民保護措置を実施する上で必要な機能を確保する。また、代替施設は消防本部庁舎3階講堂とし、市対策本部を設置するのに必要な機能を確保する。

(6) 交代要員の確保等

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について整備を図る。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食料、燃料等の備蓄
- ・ 自家用発電設備の確保

1 政府による事態認定はされていないが、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等

- ・ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署（以下「消防本部等」という。）は、市における参集基準等と同様に、消防本部等における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部等における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部等との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域市民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

(3) 消防団の参集基準

消防団の参集基準は、大和市消防計画の消防団動員及び参集基準に定めるところによる。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置の実施に当たっては、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関相互の意思疎通

市は、避難、救援、厚木基地周辺地域における国民保護措置等の個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるよう留意する。

(3) 関係機関の連絡先等の把握

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先等について、常に最新の情報を把握しておく。

(4) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、随時、更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県と必要な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

ア 市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するととも

に、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

イ 厚木基地周辺地域における国民保護措置等の実施に関し、当該施設周辺市と情報を共有するとともに、あらかじめ協議し、連携体制の整備を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

市は、区域内の指定公共機関、指定地方公共機関との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

ア 市は、武力攻撃事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院（大和市立病院）、市内救急指定病院、（公社）大和市医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

イ 特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について、必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

イ 市は、区域内の事業所における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織等に対する支援

【法第4条】

(1) 市は、自主防災組織及び自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対しての研修を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図る。

(2) 市は、自主防災組織等相互間、消防団及び市との連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

【法第4条】

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社神奈川県支部（以下「日本赤十字社県支部」という。）、大和市災害関係ボランティア団体等交流会（以下「災害ボランティ

ア団体等交流会」という。)、その他の関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、次のとおり定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、武力攻撃等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるように、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政通信網、デジタルMCA無線、衛星携帯電話、インターネット、L G W A Nなどの非常通信体制の整備を適確に行い、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

また、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された関東地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 実践的な通信訓練の実施

市は、武力攻撃災害により、通信が¹輻輳若しくは途絶し、又は庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。

3 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用して、情報収集、連絡体制の確保に努める。

- (1) 市は、非常時の通信体制を確保するために、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。
- (2) 市は、関東地方非常通信協議会の構成員が所有する区域内に所在する通信施設を利用できるよう、連携を図る。
- (3) 市は、防災行政通信網の途絶等に十分留意する。

¹ 無線の使用時において1ヶ所に送受信が混み合うこと

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

【法第8条】

ア 市は、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備する。

イ 市は、高齢者、障がい者、外国人並びに病院、老人福祉施設、障がい福祉施設及び幼稚園・保育園の利用者等、情報の伝達に際し援護を要する者等及び通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

ア 市は、体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

イ 市は、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報収集伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域市民への情報伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う

運 用 面	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業者用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

【法第 47 条】

(1) 警報の伝達体制の整備

ア 市は、県知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう、事前に説明会等を行い、周知を図る。この場合において、大和市民生委員児童委員（以下「民生委員児童委員」という。）や（福）大和市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）、（公財）大和市国際化協会（以下「国際化協会」という。）等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

イ 市は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線を的確に整備・運用するとともに、コミュニティFM (FM やまと)、市ホームページ、メール配信サービス(やまと PS メール)、スマートフォンアプリ(ヤマト SOS 支援アプリ)、緊急速報メール、SNS など、様々な通信手段による情報伝達体制を整える。

(2) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号消防庁国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事

業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、その施設の管理者の連絡先等を把握し、随時、更新を行う。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動が期待される民間事業者が警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取り組みを推進する。

その際、先進的な民間事業者の協力が得られるよう、平素から連携協力関係の構築に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

【法第94条】

(1) 安否情報システムの利用

市は、県と連携し、総務省（消防庁）が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集、整理及び報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集及び整理、関係機関、市民等への提供等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 国民の権利利益の救済に係る体制整備

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するため、国民の権利利益の救済に係る体制等について、次のとおり定める。

1 国民の権利利益の迅速な救済

【法第6条】

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するなど、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する体制を整備する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得るなどにより、迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事(法第82条)
	応急公用負担に関する事(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申し立てに関する事(法第6条、175条)	
訴訟に関する事(法第6条、175条)	

2 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、大和市行政文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。この場合において、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第6 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や¹国民保護ポータルサイト、²eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

【法第42条】

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。また、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、実践的な訓練を行う。

(2) 訓練の形態及び項目

- ・ 職員の参集訓練
- ・ 市対策本部の運営訓練
- ・ 警報・避難指示等の情報の受伝達訓練
- ・ 被災情報・安否情報の収集訓練
- ・ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ・ 武力攻撃災害への対処訓練
- ・ その他必要な訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 市は、具体的な事態を想定して訓練を行う。特に地域特性を踏まえた措置を想定して訓練を行うよう努める。

¹ <http://www.kokuminhogo.go.jp>

² ネットワークを活用した遠隔教育システム

- イ 市は、訓練の実施に当たっては、県、近隣市町村、自衛隊等との連携を図る。
- ウ 市は、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。
- エ 市は、図上訓練等を重ねることにより、市国民保護計画の検証を行う。
- オ 市は、国民保護措置と防災の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させて訓練を行うよう努める。
- カ 市は、国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- キ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練の参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、開催場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- ク 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ケ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項を、次のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、避難住民の誘導や救援等に関する措置が的確かつ迅速に実施できるよう、各種マニュアル、要綱等を整備するとともに、次に掲げるもののほか必要な基礎的資料を準備し、随時、更新を行う。

- ・ 市の地図
- ・ 人口分布
- ・ 世帯数
- ・ 昼夜間人口データ
- ・ 道路網のリスト
- ・ 鉄道網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 生活関連等施設のリスト
- ・ 自治会、自主防災組織の連絡先
- ・ 関係機関の連絡先
- ・ 避難行動要支援者の避難体制
- ・ その他必要な資料等

(2) 近隣市町村との連携

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者、外国人等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等自ら避難することが困難な者の避難について対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

また、外国人の避難に備え、国際化協会等と連携した啓発や訓練の実施に努める。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業等の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(5) 事業所、学校との連携

市は、大規模な事業所や学校における避難に関して、時間的余裕がない場合においては、事業所、学校単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等に

おける避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

- (6) 市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成したマニュアルを参考に、在日米軍及び自衛隊施設の配置状況、季節の別、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等に配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。作成に当たっては、高齢者、障がい者等、自ら避難することが困難な者の避難の方法についても配慮する。

また、市は、避難実施要領の内容を市民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達できるよう、あらかじめ伝達先、伝達方法等について定めておく。

3 救援に関する基本的事項

- (1) 救援に関する備え

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ必要な準備をする。

- (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

- (1) 輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- (2) 運送経路の把握

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

【法第148条】

- (1) 県に対する情報提供

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供、当該施設の管理者の同意の取得に際して県に協力する。

- (2) 情報の共有及び住民への周知

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して市民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連施設等の把握等

市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	施設の種類	所管省庁	
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省 農林水産省
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む）	文部科学省 経済産業省
	6 号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7 号	放射性同位元素（汚染物質含む）	文部科学省
	8 号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省
	9 号	事業用電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)
	11 号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要な物資及び資材の備蓄、整備について、次のとおり定める。

1 市における備蓄

【法第142条・146条】

(1) 防災のための備蓄の活用

市は、市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄・整備・点検し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、又、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県、他の市町村その他関係機関との連携

【法第147条】

市は、国民保護措置のため特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、県、国、他の市町村その他関係機関と連携し、その必要な物資及び資材の相互供給体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

【法第142条】

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理するライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について既存のデー

タ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともにバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

【法第43条】

(1) 啓発の内容

市は、対象とする事態の特徴、武力攻撃から市民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性、措置における留意事項等について、啓発を行う。

(2) 啓発の方法

市は、国及び県と連携して、市民に対し、広報紙、パンフレット、FMやまと、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等の機会を捉えて啓発する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(3) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(4) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等についての啓発

【法第43条】

(1) 市民がとるべき行動の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル落下時を含む武力攻撃事態等において、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び市民がとるべき行動についても、国が作成する各種資料等に基づき、平素から市民に対し周知する。

(2) 応急手当の普及・啓発

市は、日本赤十字社県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当についての普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことが多いことから、市は、武力攻撃事態や¹緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。このため、市は初動体制を確立し、その被害の態様に応じた応急活動を的確かつ迅速に実施するため、市の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態対策本部等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態対策本部の設置等初動体制の整備

ア 市は、現場からの情報により、多数の死傷者の発生や、建造物の破壊等の事案の発生を把握したときは、市としての確かつ迅速に対処するため、市長を本部長とする緊急事態対策本部を設置し、必要な初動体制を整備する。

イ 市は、緊急事態対策本部を設置したときは、直ちに事案の発生について、県に報告する。

ウ 緊急事態対策本部の本部長は、消防機関及び関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。

(2) 緊急事態対策本部等における初動措置

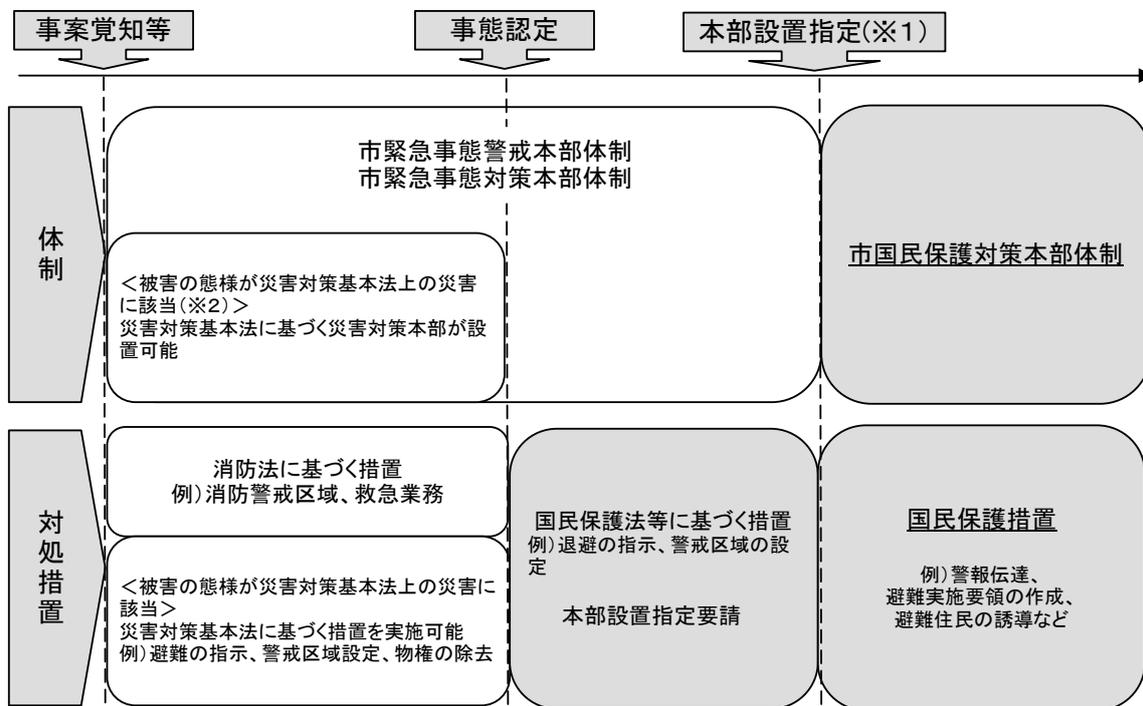
緊急事態対策本部は、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定或いは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合において、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

¹ 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【初動体制】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

2 武力攻撃事態等の兆候に関する連絡があった場合の対応

(1) 市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態警戒本部を立ち上げ、又は緊急事態対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

(2) 市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

3 国民保護対策本部に移行する場合の手続

【法第 26 条】

- (1) 市は、政府において事態認定が行われたときは、退避の指示等の所要の国民保護措置を行うほか、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。
- (2) 市は、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態対策本部は廃止する。
- (3) 市は、(2)の場合において、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じているときは、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

第2章 市対策本部の設置等

市は、武力攻撃事態等の認定がなされ、市対策本部を設置すべき市の指定を受けた場合において、市対策本部を迅速に設置するため、次のとおり、市対策本部を設置する場合の手順等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部設置の手續

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知 【法第 25 条】

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置 【法第 27 条・28 条】

市長は、指定の通知を受けたときは、直ちに市長を本部長とする市対策本部を設置する。なお、緊急事態対策本部を設置していた場合は、直ちに、緊急事態対策本部は廃止する。

ウ 市対策本部の業務 【法第 28 条】

市対策本部の業務等については、市対策本部長が別に定める。

エ 職員の参集

市対策本部長は、市対策本部を設置したときは、直ちに市対策本部員及び市対策本部連絡員等に通知し、市対策本部員及び市対策本部連絡員等は、あらかじめ定められた大和市災害対策本部要領別表第3に基づき職員を配置する。

オ 市対策本部の開設

市は、市本庁舎5階の研修室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動及び電話回線の増設等、必要な設備の設置、資材の配置等の準備を開始する。

ただし、市本庁舎が被災し、市対策本部を開設できない場合は、市消防本部庁舎3階の講堂に市対策本部を開設する。この場合、市本庁舎に開設する場合と同様に、必要な設備等の増設、資材の配置等を開始する。

カ 市対策本部設置の連絡

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会及び関係機関等に対して、市対策本部を設置した旨を通知する。

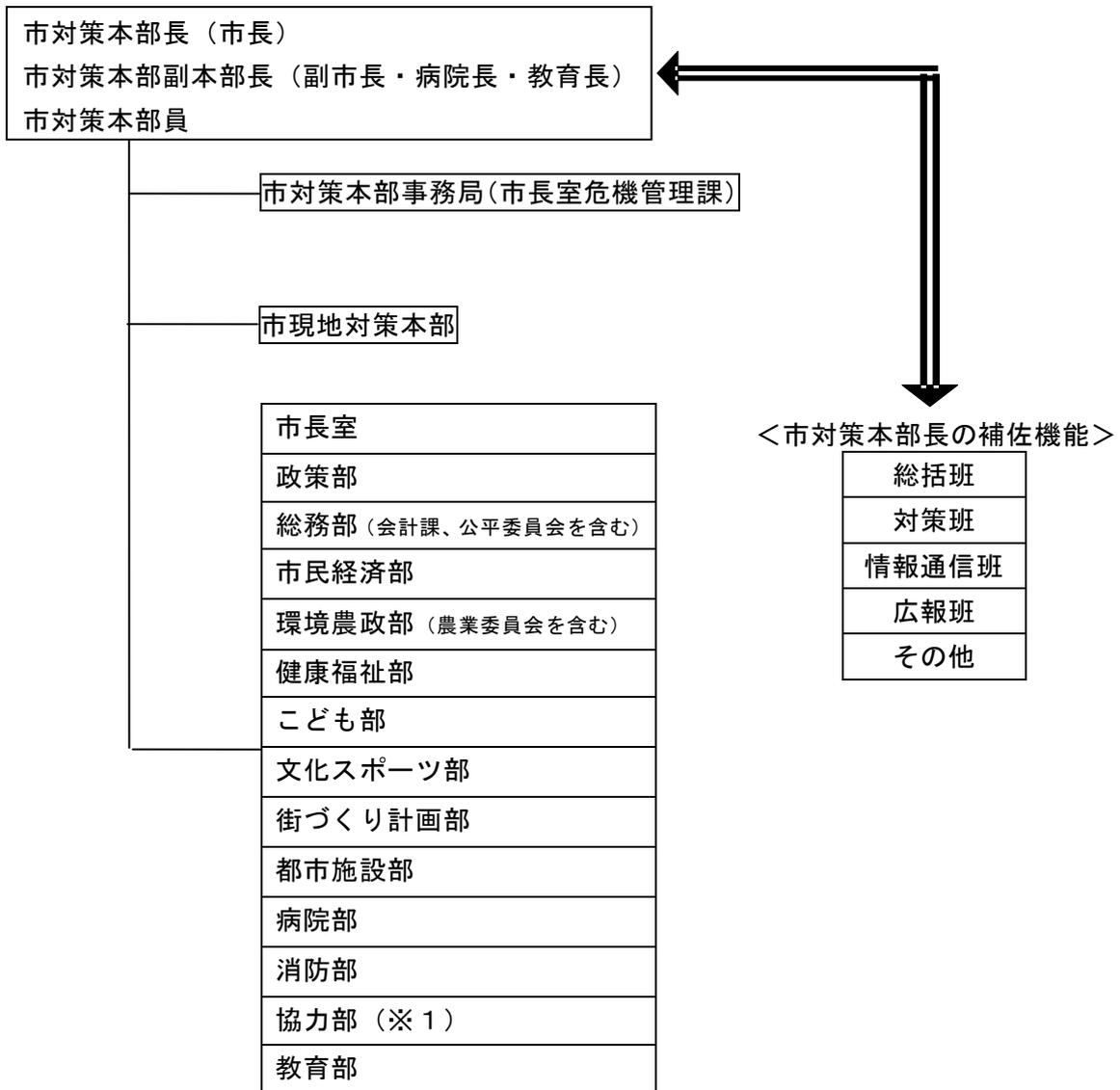
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 【法第 26 条】

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織等 【法第 28 条】

市対策本部の組織等は次のとおりとする。

【市対策本部の組織及び機能】



※1 議会事務局、選挙管理委員会、監査事務局

（4）市現地対策本部の設置

【法第28条】

ア 市現地対策本部の開設

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のために現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

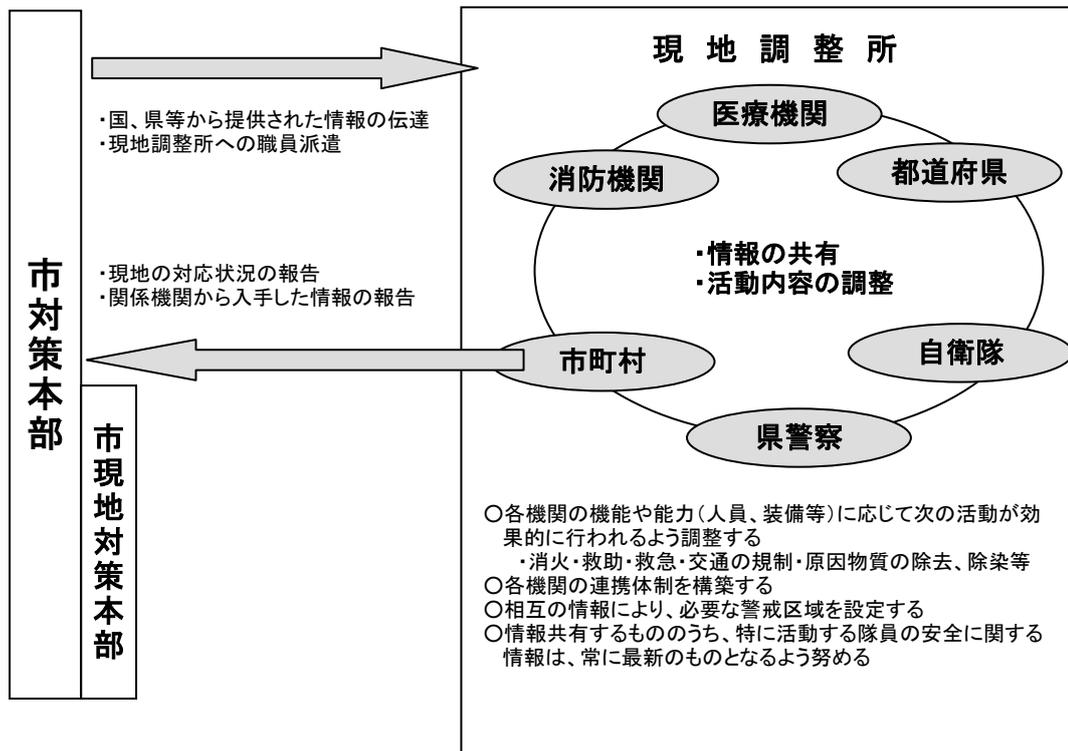
イ 市現地対策本部の職員

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから、市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の概念図】



(6) 市対策本部長の権限

【法第 29 条】

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに当たり、関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

(7) 広報の実施 【法第 8 条】

市は、武力攻撃事態等において、情報の不足、錯綜等による混乱状態の発生を防ぐため、市対策本部に速やかに広報部門を設置し、市民に対して正確な情報を適時かつ適切に提供する。

また、報道機関に対し、報道を要請する場合は、当該報道は各報道機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

ア 広報責任者の設置

市は、武力攻撃事態等において、市民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

市は、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の設置、インターネット、広報車等の各種媒体を活用して、市民等に迅速に情報提供できる体制を整備する。

(8) 市対策本部の廃止 【法第 30 条】

市長は、内閣総理大臣から総務大臣及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、武力攻撃事態等において、携帯電話、衛星携帯電話、デジタルMC A無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、¹L G W A N、市防災行政無線（固定系）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

また、情報通信手段が被災した場合であっても、直ちに応急復旧作業を行うなど、通

¹ 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク

信を確保するための措置の実施に努めるとともに、総務省及び県に状況を連絡する。

(2) 通信輻輳・混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳・混信等の対策のため、デジタルMCA無線の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(3) 各種通信手段の利用

市は、電話、防災行政通信網等が使用不能となった場合、関東地方非常通信協議会の構成員等の協力を得て、通信の確保に努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。

2 県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 県への措置要請

【法第16条】

市長は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

要請を行う場合には、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書による要請が行えない場合は、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

(2) 県知事に対する指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請の求め

【法第16条】

市長は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県知事に対し、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

【法第21条】

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等を出来る限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

【法第20条】

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対

し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市域を担当区域とする自衛隊神奈川地方協力本部長又は市国民保護協議会たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監を介して防衛大臣に連絡する。

要請の求めを行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ・ 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

また、市は、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施することに留意して派遣要請を行う。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、¹防衛出動及び²治安出動により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村との連携

市は、他の市町村と連携し、各種の調整や情報共有を行う。特に市の区域を越える市民の避難を行う場合、近隣市町村と緊密な連携を図る。

- (2) 他の市町村長への応援の要求 【法第 17 条】

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間で、あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (3) 県への応援要請 【法第 18 条】

市長は、必要があると認めるときは、県知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (4) 事務の一部の委託 【法第 19 条】

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するとき、は、次の事項を定めて委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁方法
- ・ その他上記に掲げる事項のほか、委託事務に関し必要な事項

イ 市長は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行ったときは、その内容を速やか

¹ 内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第 78 条)

² 県知事の要請に基づく出動(自衛隊法第 81 条)

に市議会に報告し、市は、上記内容を公示するとともに、県に届け出る。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請 【法第 151 条】

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・上記に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣要請の要領 【法第 152 条】

市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県知事に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等 【法第 17 条】

ア 市は、他の市町村から応援の要請を受けた場合は、求められた応援を実施することが出来ない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けたときは、市長は、所定の事項を議会に報告し、市は、公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援 【法第 21 条】

市は、指定公共機関または指定地方公共機関から国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援

【法第 4 条】

市は、自主防災組織等による警報の伝達、自主防災組織等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その活動に従事する者の安全の確保に十分に配慮するとともに、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等**(1) ボランティア活動の支援** 【法第4条】

市は、武力攻撃事態等において、ボランティア活動をする者がいる場合には、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活動を図る。

(2) 救援物資の受入れ

市は、県や関係機関と連携し、国民、企業等からの救援物資について、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備する。

9 市民への協力要請【法第4条】

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力するものの安全の確保に十分配慮する。

- ・ 避難住民の誘導 【法第70条】
- ・ 避難住民等の救援 【法第80条】
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への
対処に関する措置 【法第115条】
- ・ 保健衛生の確保 【法第123条】

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容を迅速かつ的確に伝達及び通知することが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要事項について、次のとおり定める。

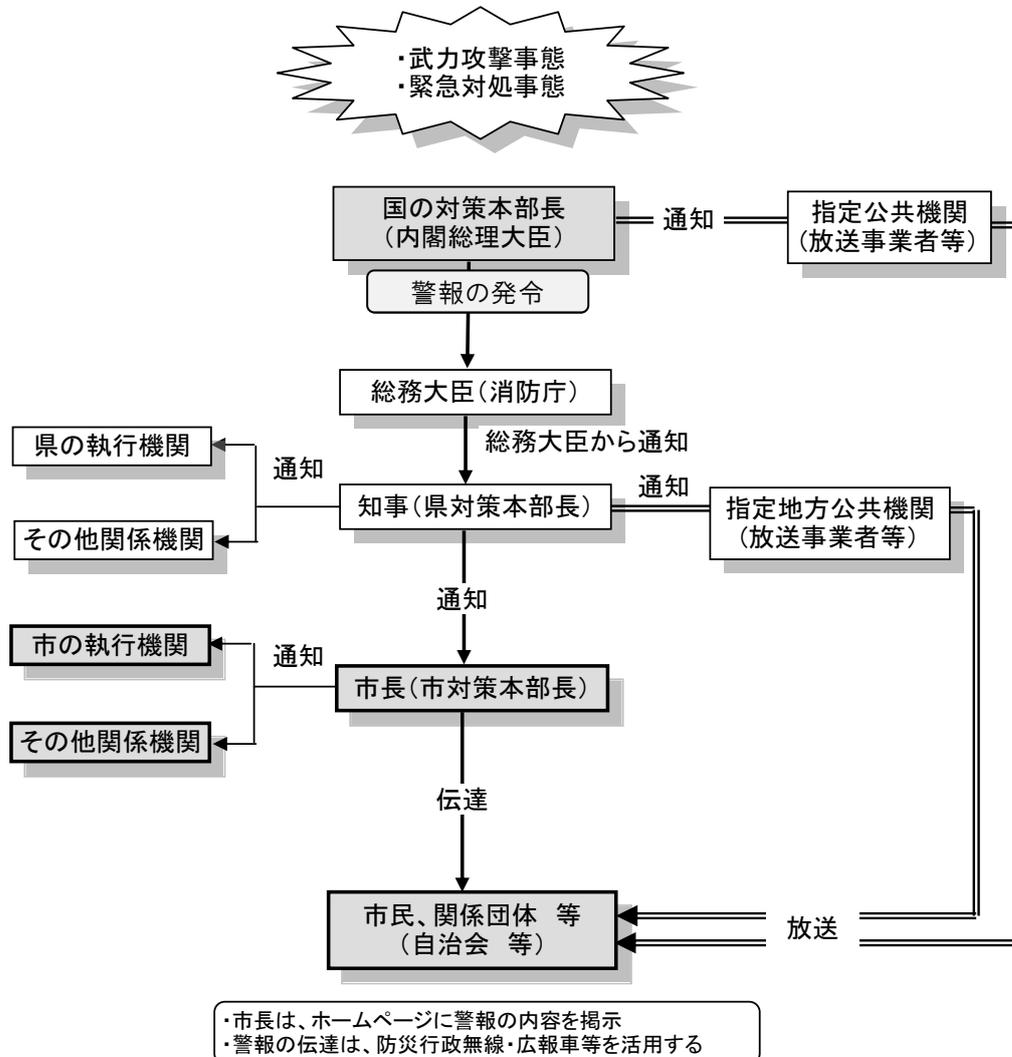
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

【法第47条】

市は、県からの警報内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに市民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

【警報の発令・通知・伝達】



(2) 警報の内容の通知

- ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については、速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

【法第47条・51条】

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、市に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として次の要領により情報を伝達する。

ア 市長は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に市が含まれる場合には、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。なお、周知に際しては、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

イ 市長は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に市が含まれない場合には、市長が特に必要と認める場合を除いて、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知する。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 市長は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるよう配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人並びに病院、老人福祉施設、障がい者福祉施設、幼稚園の利用者等に対する伝達に配慮し、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるよう配慮する。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、警報の発令と同様の方法で市民及び関係団体に伝達するものとする。

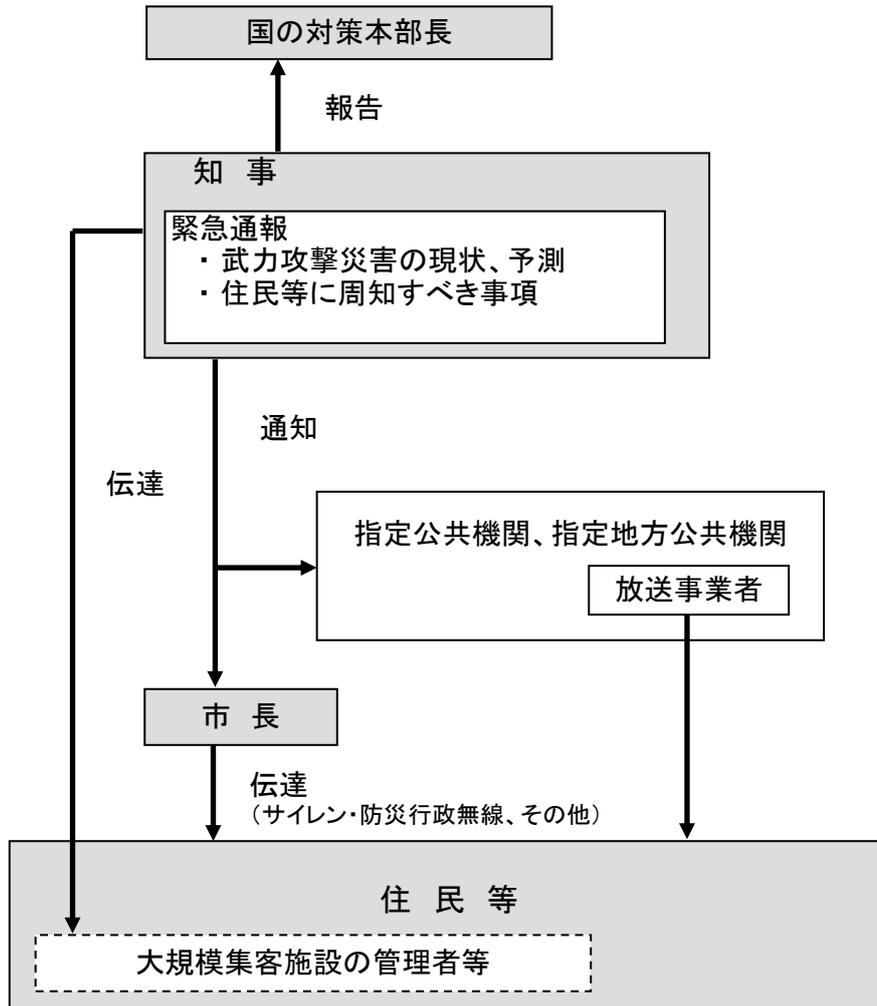
この場合において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

3 緊急通報の伝達及び通知

【法第100条】

緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【緊急通報の発令の概要】



第2 避難住民の誘導等

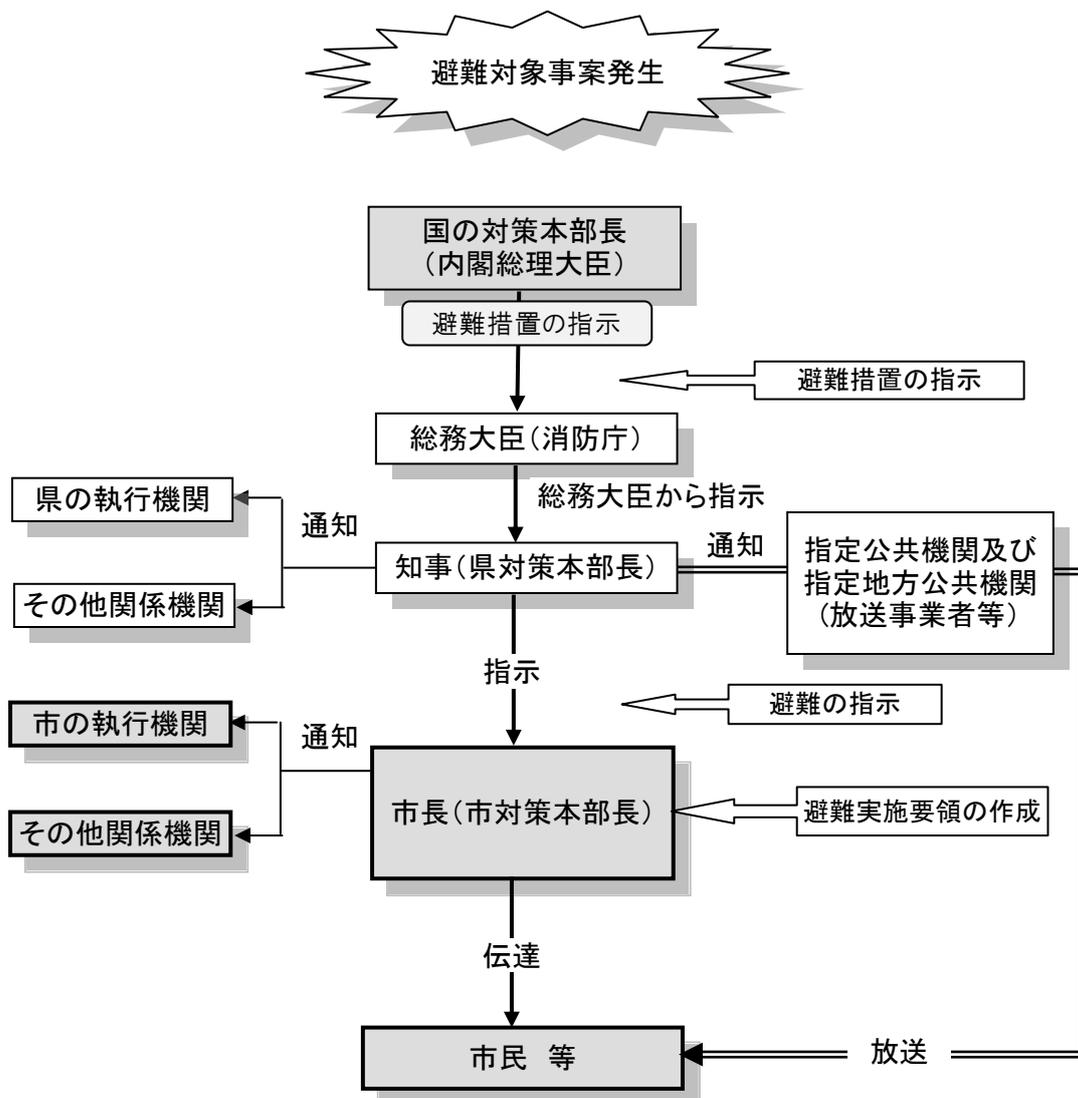
避難住民の誘導は、市の責務の中でも非常に重要な事項であることから、市は、次のとおり、避難の指示の通知、伝達及び避難住民の誘導に必要な事項について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

【法第54条】

- (1) 市長は、県知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達等に準じて、その内容を、市民に伝達し、関係機関に通知する。

【避難の指示の通知・伝達】



(3) 避難住民の受入

【法第 54 条・58 条】

市長は、国の対策本部長の避難措置の指示により市域が避難先地域に指定された場合には、正当な理由がある場合を除き、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民を受入れるための措置を実施する。

2 避難実施要領の策定

【法第 61 条】

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じ、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定における考慮事項

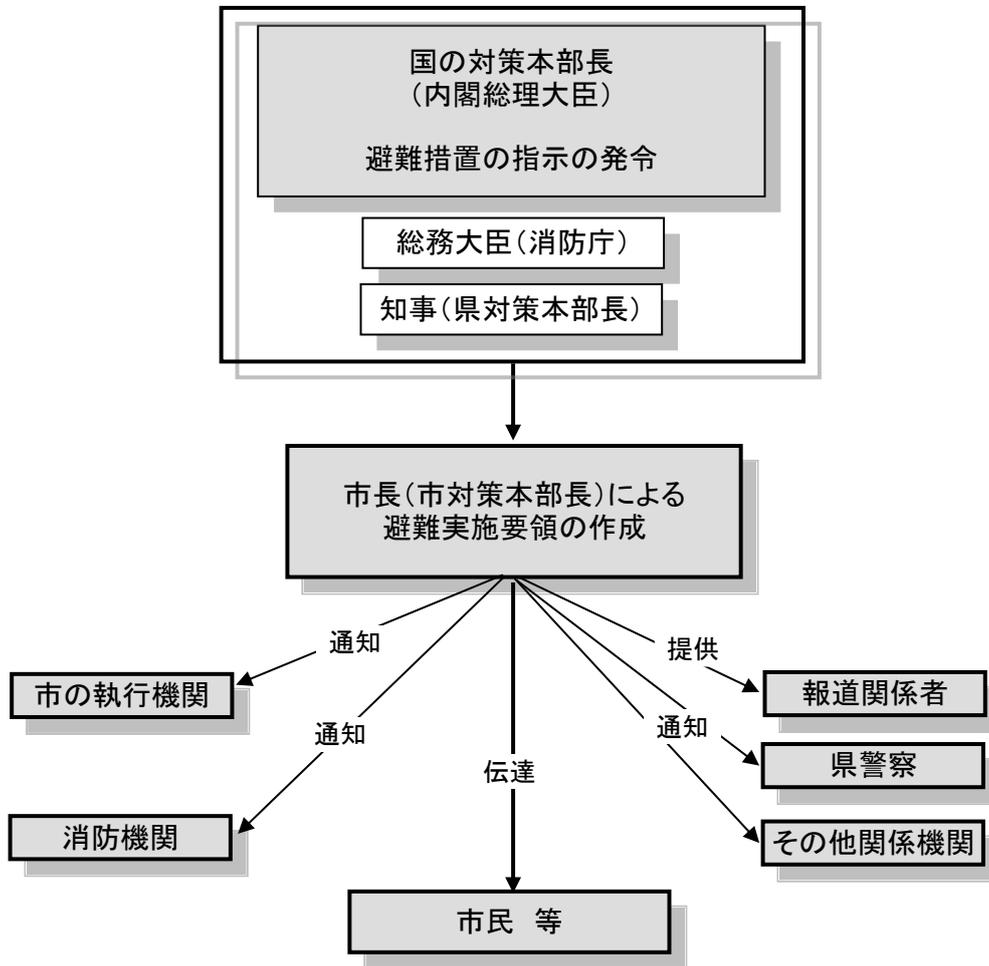
- ・ 避難の指示の内容の確認
- ・ 事態の状況の把握
- ・ 避難住民の概数把握
- ・ 誘導の手段の把握
- ・ 輸送手段の確保の調整
- ・ 要配慮者の避難方法の決定
- ・ 避難経路や交通規制の調整
- ・ 職員の配置
- ・ 関係機関との調整
- ・ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領策定後、直ちに、その内容を、市民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地区の市民に關係する情報を的確に伝達するよう努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、警察署長及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

【避難実施要領の内容の伝達等】



3 避難住民の誘導

【法第62条】

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。又、職員には、市民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服（作業服）、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安もいっそう高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配置するなど市民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員搬送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部または消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

【法第 63 条・64 条】

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長等に対して、警察官、自衛官等（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際には市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

【法第 66 条】

避難住民を誘導する職員は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

【法第 70 条】

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

また、要請を受けて避難住民の誘導に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

【法第 62 条】

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、市等の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者等への配慮

【法第 65 条】

市長は、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体及び医療関係者等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者及び滞留旅行者等が多数発生した場合は、市は、帰宅困難者等に避難施設等必要な情報提供を行うとともに、情報不足等による不安や混乱の発生を防止するため適切な広報を行う。

また、市は、帰宅困難者等への対応について県及び隣接市と連携を図る。

(10) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(11) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(12) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(13) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、県知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、県知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

(14) 避難住民の運送の求め等

【法第71条・72条】

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長にその旨を通知する。

(15) 避難住民の復帰のための措置

【法第69条】

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

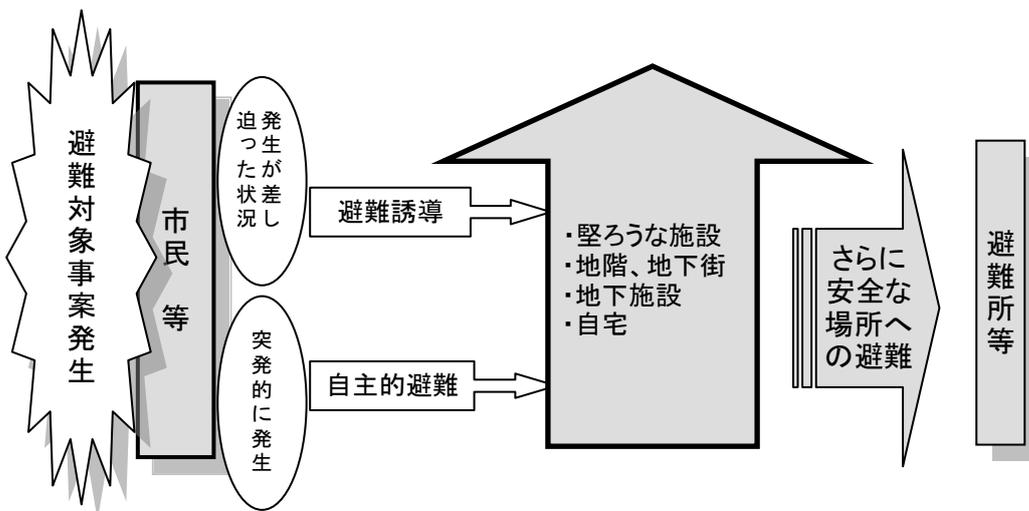
大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、市長は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示及び県知事による避難の指示を踏まえて、避難誘導を行う。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域においては、県知事の避難の指示を受けて、市長は、屋内に一時避難させる。この場合において、移動の安全が確保された後、適当な避難先へ避難住民を誘導する。

イ 市長は、急襲的な攻撃で避難の指示がなされていない状況において、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、速やかに退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を講ずる。

【屋内への退避、屋内から屋外への避難】



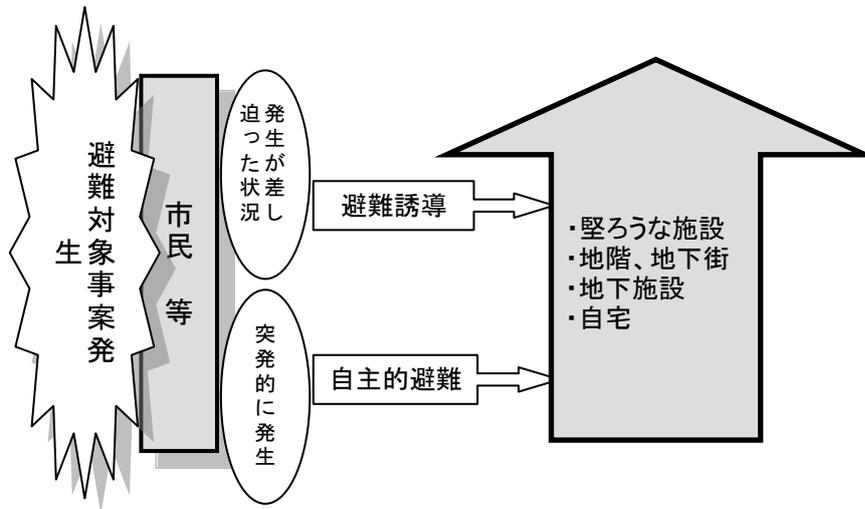
(3) 弾道ミサイル等による攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃の場合、発射された段階で攻撃目標の特定が困難であるため、市長は、国の警報及び避難措置の指示を受けて、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街及び地下駅舎等の地下施設へ避難させる。

イ 被害内容が判明し、県知事から新たな避難の指示があったときは、他の安全な地域へ避難市民を誘導する。

ウ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、市長は、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の避難誘導を行う。

【屋内への退避】



(4) NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合、市長は、国の対策本部長が行う、攻撃の特性に応じた避難措置の指示及び県知事による避難の指示を踏まえ、避難誘導を行う。この場合において、避難誘導を実施する者に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講ずることや、風下を避けて避難の誘導を行うなどに留意する。

【武力攻撃事態等の類型に応じた避難及び退避の態様】

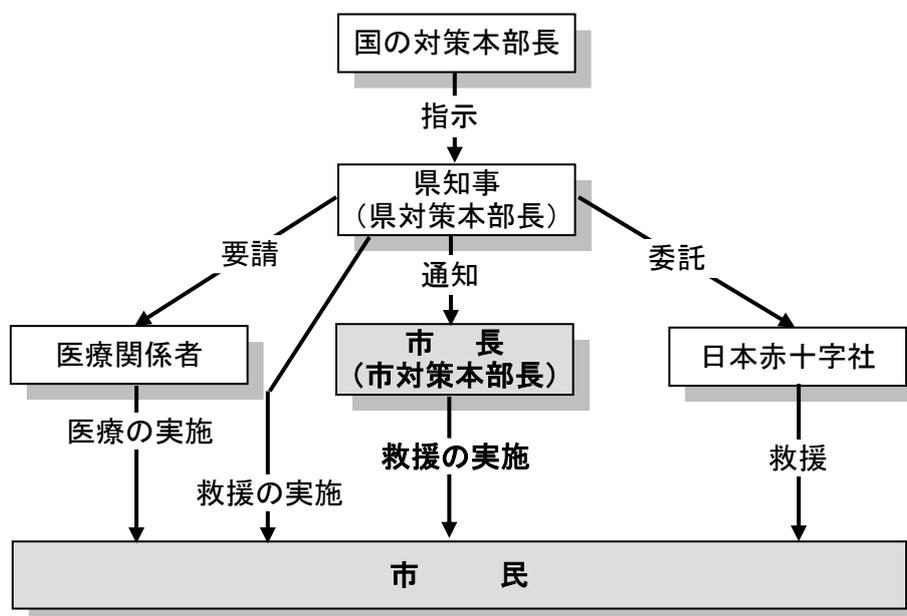
	類型	避難及び退避の態様
武力攻撃事態	地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃	・広域的な避難 (県内避難又は県外避難)
	ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・主要な公共施設の占拠又は破壊	・屋内へ避難(退避) ・事態の推移や被害の状況に応じて、他の安全な地域へ避難
	弾道ミサイル攻撃 ・通常弾頭 ・核弾頭 ・生物剤弾頭 ・化学剤弾頭	
	航空機による攻撃	
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ・危険物質、可燃性ガス貯蔵等施設の爆破	・危険地域からの避難(退避) (市内避難又は県内避難)
	多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・危険地域からの避難(退避) (市内避難)

緊急 対 処 事 態	<p>多数の者を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 	<p>・危険地域からの避難(退避) (風向や二次感染の防止等を考慮)</p>
	<p>破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 	<p>・危険地域からの避難(退避) (市内避難)</p>

第5章 救援

避難住民等の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援に関して必要な事項を、次のとおり定める。

【救援の流れ】



1 救援の実施

【法第76条】

(1) 救援の基準等

市長は、県知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、県知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、県知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請

市長は、県知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、県知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

【法第 77 条】

市長は、県知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知を受けた場合において、県知事が、救援又はその応援の実施に関し、必要な事項を日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

【法第 79 条】

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(5) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長への支援の求め

【法第 87 条】

市長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長に対し、救援に係る物資の供給その他必要な支援について求めることができる。

3 救援の内容

【法第 75 条・143 条】

市長は、県知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関し、関係機関の協力を得て実施する。

なお、市は、高齢者、障がい者その他の救援の実施に際し援護を要する者に対して、適切に救援を実施できるよう十分に配慮する。

(1) 収容施設の供与

ア 避難所の開設

市は、県からの通知内容等を踏まえ開設場所を決定し、避難所を開設する。

イ 避難所の周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに地域市民に周知するとともに関係機関に連絡する。

ウ 避難所の運営管理

(ア) 市は、自主防災組織等地域市民の代表、施設管理者、県職員及び市職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。避難所の運営に当たっては、避難住民等に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努める。

(イ) 市は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好な状態とするよう努める。また、プライバシーの確保に配慮する。

(ウ) 市は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう努める。

(エ) 市は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、防災のための連携体制を踏まえて、日本赤十字社県支部、災害ボランティア団体等交流会等と連携して対応するよう努める。

- (オ) 市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者に対して、ケースワーカー、保健師等を避難所等に派遣し、適切な援護対策や福祉サービス等の利用のための支援を行う。
- (2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理
- ア 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理
市は、関係団体との協定に基づき、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を実施する。
- イ 応急仮設住宅等への入居募集
市は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要配慮者の入居に十分配慮する。
- ウ 公営住宅等への一時入居
市は、その管理する公営住宅の空き住宅を積極的に活用するよう努めるものとする。
- (3) 食品の給与及び飲料水の供給
- ア 応急給水
(ア) 市は、災害用指定配水池、耐震性飲料水兼用貯水槽（100 m³）、公共施設の受水槽（緊急遮断弁を設置している受水槽）、スタンドパイプ応急給水用資機材等から、応急給水に必要な水を確保する。
(イ) 市は、緊急輸送車両（給水車等）により、避難住民等に対し応急給水を行う。
- イ 応急飲料水以外の生活用水の供給
市は、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。
- ウ 食品の調達・集積・配分・供給活動
(ア) 市は、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要数量の見積を行う。
(イ) 市は、備蓄食糧、広域応援協定等により調達した食品等を避難住民等に対し供給する。
- (4) 生活必需品の給与又は貸与
- ア 市は、避難住民等の人数を把握し、生活必需品の必要数量の見積を行う。
- イ 市は、県が、神奈川県総合防災センター及び広域防災活動拠点に集積した、生活必需品を受け取る。
- ウ 市は、備蓄生活必需品及び広域応援協定等により調達した生活必需品を避難住民等に供給する。
- (5) 医療の提供及び助産
- ア 医療救護所の設置
市は、あらかじめ指定した避難所等に医療救護所を設置する。
- イ 医療救護班の編成
市は、医師会等の協力を得て、医療救護所に対応する医療救護班を編成する。なお、市の編成する医療救護班のみでは対応が困難であると認めるときは、県に協力を要請する。
- ウ 医療救護活動
医療救護班は、原則として医療救護所において医療救護活動を行う。医療救護所に出勤する暇がないときは、被災地周辺の医療施設において医療救護活動を行う。

エ 消防本部等は、重症者等を後方医療施設へ搬送する。

(6) 被災者の捜索及び救出

消防本部等及び消防団は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

(7) 埋葬及び火葬

市は、神奈川県広域火葬計画に基づき、遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行うとともに、所轄警察署と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを実施する。

(8) 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機その他必要な通信設備を確保する。

(9) 学用品の給与

市は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

(10) 死体の捜索及び処理

ア 死体の捜索

市は、所轄警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索するとともに、捜索によらずに死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

イ 死体の処理

(ア) 市は、武力攻撃災害時には死体収容・安置施設を直ちに開設する。また、捜索により収容された死体をその死体収容・安置施設へ搬送する。

(イ) 市は、所轄警察署、地元自治会等の協力を得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(ウ) 市は、所轄警察署が行う、見分・検視及び医師による検案終了後に、必要に応じて死体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

また、身元が確認できない死体については、市が引渡しを受ける。

(エ) 市は、身元が確認できず所轄警察署から引渡しを受けた死体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により処理するものとする。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態であり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することが出来ない者に対して除去を実施する。

(12) 救援への協力

【法第 80 条】

市は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。その場合において、市は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力する者の安全の確保に十分配慮する。

(13) 国への要請等

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

4 救援の補助

【法第76条】

市長は、前述の「救援の内容」で実施することとされた措置を除き、県知事が実施する措置の補助を行う。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、市長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な範囲で、次に掲げる措置を講ずることができる。ただし、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみに講ずることが出来ることに留意する。

1 要請等の内容

(1) 物資の売渡し要請等

【法第81条】

ア 市長は、救援を行うために必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

イ 市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。

ウ 市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

(2) 土地等の使用

【法第82条】

市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明なときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

(3) 医療の実施の要請

【法第85条】

市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

2 公用令書の交付

【法第83条】

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

3 立入検査 【法第 84 条】

市長は、特定物質の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物質の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物質や土地等の状況を検査させることができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 要請等に応じて医療を行う者の安全確保 【法第 85 条】

市長は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分配慮する。

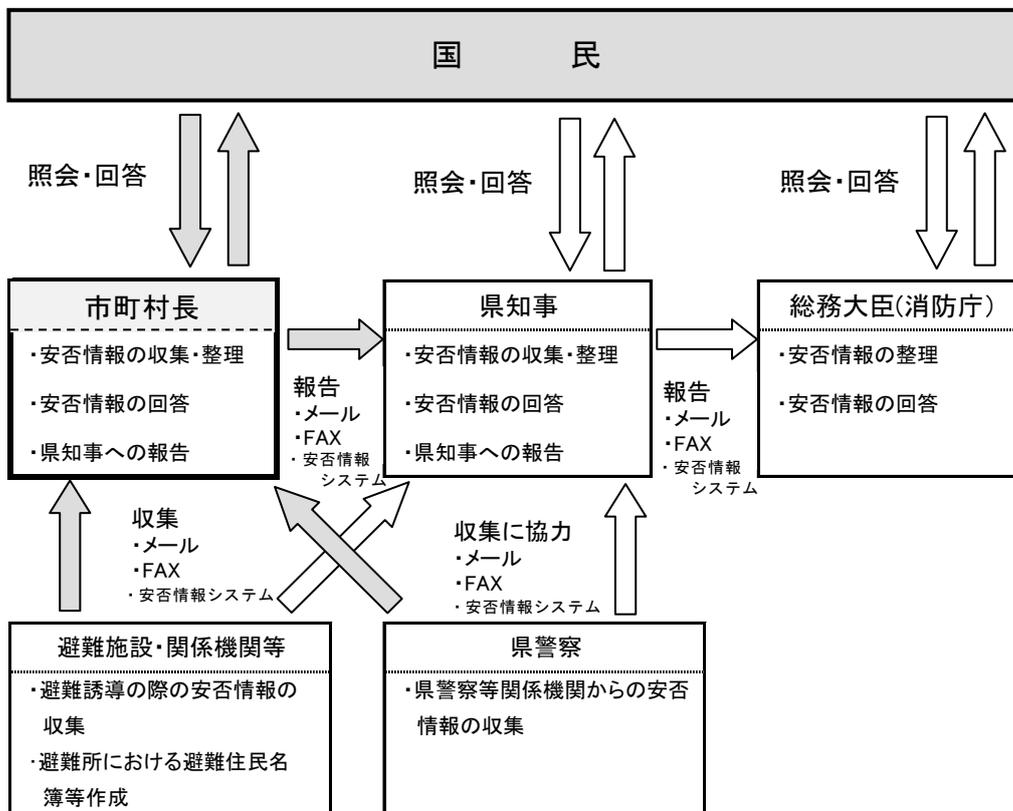
第6章 安否情報の収集及び提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、次のとおり定める。

1 安否情報の収集

【法第94条】

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲で行うものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき行うもの

であることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、出来る限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

【法第94条】

市長は、県知事への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令に規定する安否情報報告書に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県知事に送付する。

なお、事態が急迫してこれらの方法によることが出来ない場合は、口頭や電話などにより報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

【法第95条】

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民に周知する。

イ 市民からの安否情報の照会については、原則として、市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する安否情報照会書に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。なお、安否情報の照会の受付にあたっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード等）を窓口において提出又は提示させることとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることが出来ない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4情報」という。）について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより本人確認を行った上で、口頭や電話、電子メールなどによる照会も受け付ける。

上記の場合において、市は、安否情報省令及び個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照会を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認められるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報の項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の

氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

ア 市は、安否情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、データの管理を徹底する。

イ 市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、あらかじめ定める安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

【法第96条】

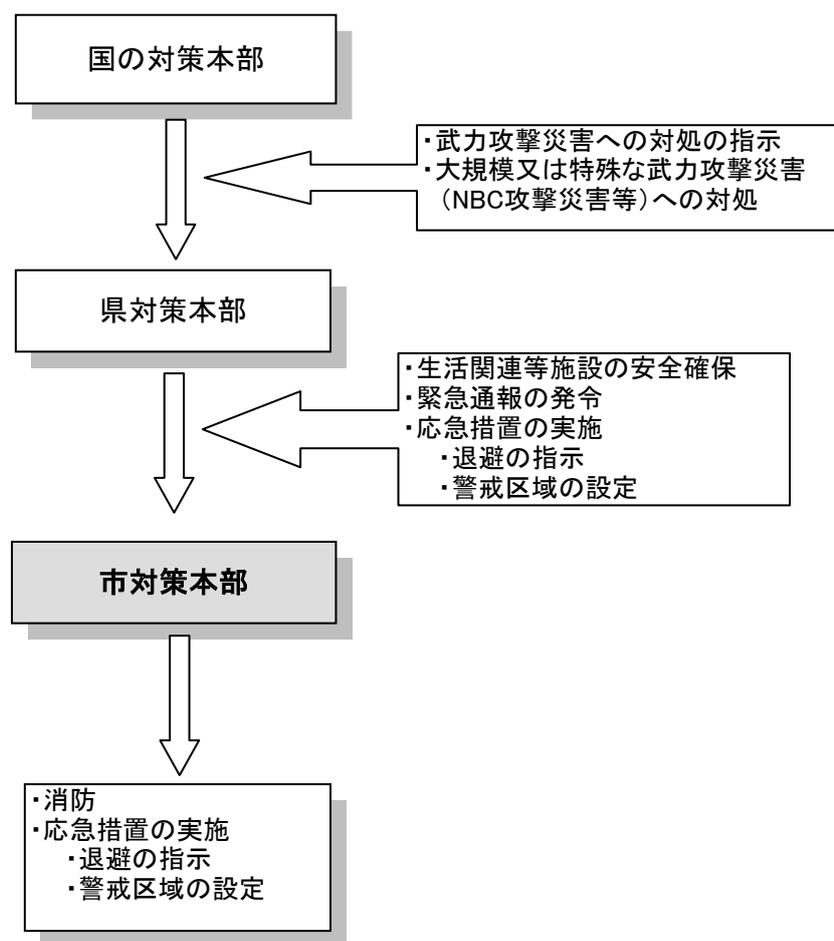
市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。この場合において、個人情報の保護に配慮する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

【武力攻撃災害への対処の流れ】



1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

【法第97条】

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 県知事への措置要請

【法第97条】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、県知事に対し、

必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保等

市は、武力攻撃災害への対処に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずるとともに、市長は、当該職員及び消防団員に対して、消防長は、当該消防職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず¹特殊標章等を交付し、着用させる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

【法第98条】

(1) 市長への通報

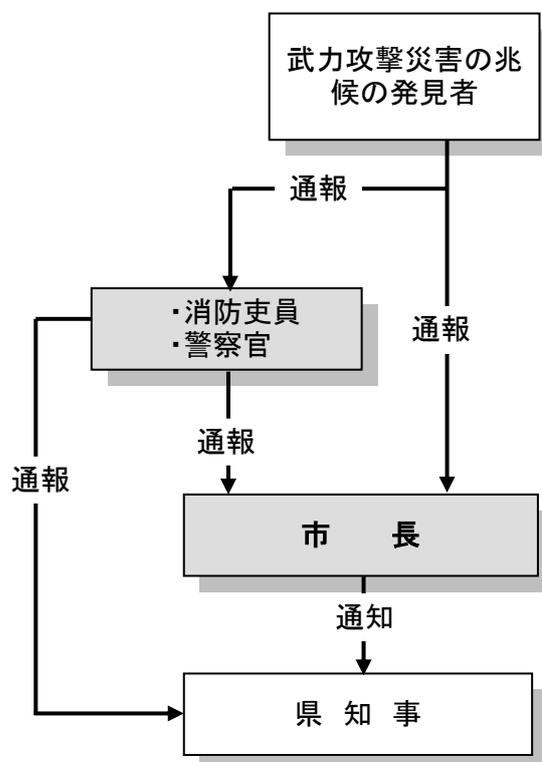
消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から、通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 県知事への通知

ア 市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

イ 武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けた消防吏員が市長に通報することができないときは、速やかに県知事に通報する。

【武力攻撃災害の兆候の通報の流れ】



¹ ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章のこと

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

【法第112条】

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、退避の指示を行う。この場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のようなときは、屋内への退避を指示する。

- ・ NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が防護手段もなく移動するよりも、外気の接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等について情報がない場合において、屋外を移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

イ 市長は、退避の指示をした場合は、その内容等について、県知事に通知を行う。

ウ 市は、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合には、速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

エ 市長は、退避の指示を解除した場合には、その内容等について、県知事に連絡を行う。

オ 市長は、県知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を市民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

2 警戒区域の設定

【法第 114 条】

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、掲示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に周知する。また、放送事業者に対しその内容を連絡する。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、県知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

【法第 111 条】

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

【法第 113 条】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する

措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは当該工作物等を保管）

ウ 市長は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し、国民保護法施行令第 33 条の規定に基づき公示しなければならない。

4 消防に関する措置等

【法第 97 条】

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等の状況や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(1) 消防機関の活動

ア 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

イ 武力攻撃災害から市民を保護するため、消防本部等は、その装備・資材・人員・知識技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(2) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長又は消防長は、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(3) ¹緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(2)による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、県知事に対し、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、県知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(4) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合は、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(5) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長等から、相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅

¹ 国内で発生した地震などの大規模災害時に人命救助活動等を支援するため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として編成された部隊

速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長は出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(6) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、¹トリアージの実施等について医療機関との緊密な連携のとれた活動を行う。

(7) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、県知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部及び消防署と連携し、その活動支援を行うなど消防団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

¹ 災害医療における治療優先順序の選別

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう国、県、その他関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

【法第102条】

市長は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市域に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

【法第103条】

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

①対象

- ・市域に設置される消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

②措置

- ・危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ・危険物質等の製造、引き渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（法第103条第3項第2号）
- ・危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、前記の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、次のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処 【法第105条】

本市には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定する原子力事業所は所在しないが、市域を核燃料物質輸送車両等が通過する可能性が考えられることから、武力攻撃等により当該車両が被害を受け、積載する核燃料物質等が容器外に放出又は放出されるおそれのある事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、その措置について、次のとおり定める。

(1) 地域防災計画（放射性物質災害対策）等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、大和市地域防災計画「特殊災害対策計画編」に規定される「放射性物質災害対策」等に定められた措置に準じた措置を実施する。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報

武力攻撃に伴って、事業所外運搬において容器外へ放射性物質等が放出され、又は放出されるおそれがあると認められるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに県知事に通報し、受信確認を行う。

(3) 武力攻撃原子力災害に対する応急対策

市は、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあると認められる場合に、消防本部等と連携し、次に掲げる応急対策を行う。

- ・ 武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他武力攻撃災害の発生又はその拡大の防止を図るための措置に関する事項

(4) 武力攻撃原子力災害に従事する者の安全確保

市は、武力攻撃原子力災害に対する応急対策に従事する者の安全の確保に関し十分に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処 【法第107条・108条】

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合において、その被害の現場における状況に照らし、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の

特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。その際、必要により現地調整所を設置、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

- ・天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。
- ・生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。このため、市においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランスによる感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 汚染拡大の防止措置

【法第107条・108条】

市長は、県知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実

施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、国民保護法第 108 条に係る、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法 第 108 条 第 1 項各号	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対して以下を命ずる ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

ア 市長は、前記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、国民保護法施行令第 31 条に係る次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（前記表中の占有者、管理者等）に通知する。

イ 前記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に国民保護法施行令第 31 条に係る次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（前記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

ウ 土地等への立入り

市長は、放射性物質等による汚染の拡大防止措置を講ずるため必要があると認める

ときは、国民保護法第 109 条の規定に基づき、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物等に立ち入らせることができる。その場合、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の求めがある場合には、これを提示する。

(6) 要員の安全の確保

市長又は消防長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報の収集に努め、県知事に報告することとされていることから、次のとおり被災情報の収集及び報告に当たっての必要な事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集

【法第126条】

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した日時、及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

【法第127条】

- (1) 市は、収集した被災情報について、第1報は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、県及び消防庁に報告する。
- (2) 市は、第1報を報告した後も、随時、被災情報の収集に努めるとともに、収集した被災情報について、県知事に報告する。
- (3) 新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

【法第 123 条】

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 保健衛生対策

市は、避難住民等の健康維持及び地域の衛生状態を保持するため、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

なお、市は、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について市民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の市民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 市民への協力要請

【法第 123 条】

市は、武力攻撃災害の発生により市域における市民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

その場合、市は、必要な援助について協力する者の安全の確保に十分配慮する。

2 廃棄物の処理

【法第 124 条】

(1) 廃棄物処理対策

ア 市は、「震災廃棄物対策指針（改訂版）」(平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予測される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせる。

イ 市は、前項により廃棄物の収集、運搬または処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

【法第129条】

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務または国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

なお、市教育委員会が講ずる措置について、次のとおり定める。

ア 応急教育の実施

市教育委員会は、被災時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被災状況の把握及び報告

市立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒及び教育施設設備等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

ウ 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により児童生徒に対する教育に支障が生じないように、次により施設の効率的な利用を図る。

- ・被災箇所及び危険箇所の応急修理
- ・公立学校の相互利用
- ・仮校舎の設置
- ・公共施設の利用

エ 教職員の確保

市教育委員会は、被災により通常の実施することができない場合の応急対策として、臨時参集等により応急教育の実施に必要な教員を把握、確保するとともに、県教育委員会に対し教員の応援を要請する。

オ 学用品等の確保

市教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について被災状況を把握し、その結果、学用品の確保が困難な場合は、県教育委員会に協力を要請する。

(2) 公的徴収金の減免等

【法第 162 条】

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期限の延長並びに市税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 公共的施設の適切な管理

市は、道路、河川管理施設その他公共的施設の管理者として、当該施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

【法第 158 条】

市は、ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）において規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理するため、次のとおり定める。

1 特殊標章等の意義

1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置にかかる職務、業務または協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)

(2) 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書

(3) 識別対象

国民保護措置にかかる職務等を行う者、国民保護措置にかかる職務等のために使用される場所等

3 特殊標章等の交付及び管理

市長又は消防長は、国が定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ・ 市の職員（消防本部職員を除く。）で、国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

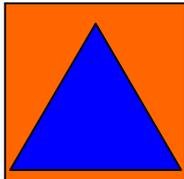
(2) 消防長

- ・ 消防本部の職員で国民保護措置に係る業務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

市長は、国、県及びその他機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発を行う。

【特殊標章】



(オレンジ色地に青の正三角形)

	
身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority	_____
有効期限の満了日/Date of expiry	_____

身長/Height _____ /Hair	眼の色/Eyes _____	頭髪の色 _____ /Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp holder	所持者の署名 /Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

【法第139条】

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害状況等を把握するとともに、二次災害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政通信網等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員等により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

【法第140条】

市は、応急復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン（生活生命線）

施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等及びその所有する公的

施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

【法第141条】

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施

市は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制整備と、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方向性に従って、武力攻撃災害の復旧について、県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を実施するものとする。

また、必要があると判断するときは、地域の実状等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方針を定めるものとする。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

【法第168条】

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 応援に要する費用の支弁

【法第165条】

市は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合には、当該応援に要した費用を支弁する。その場合、費用を支弁するいとまがないときは、当該応援をする地方公共団体の長等の属する団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(3) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

【法第159条・160条】

(1) 損失補償

市は、次に示す国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、損失を生じさせた場合、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続に従い、補償を行う。

- ・土地、建物その他の工作物の一時使用及び土石、竹木その他の物件の使用又は収用

(2) 損害補償

市は、次に示す国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力した者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

- ・市民の避難誘導への協力
- ・救援への協力
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- ・保健衛生の確保への協力

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

【法第161条】

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由より損失が生じたときは、この限りでない。

第5編 緊急対処事態への対処

【法第172条・173条・175条・178条・180条・182条・183条】

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章第2に掲げる内容とする。

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態等における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における措置に準じて、これを行う。

大和市国民保護計画

平成19年1月 作成

平成23年3月 変更

令和2年11月 変更

編集・発行 大和市市長室危機管理課
〒242-8601
神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号
電話 046(263)1111(代)
